

## 5. 流域対策

### 5-1. 調整池の設置及び保全

従来、県では、1ha以上の開発行為を行う場合、開発による県管理河川への雨水の流出量の増大を抑制するため、「調整池指導要領及び技術基準」(兵庫県県土整備部)に基づき、開発者に対して防災調整池の設置を指導してきた。

総合治水条例では、「調整池の設置・保全」として1ha以上の開発行為を行う開発者等に対し、技術的基準に適合する「重要調整池」を設置し、雨水の流出抑制機能を維持するために適切な管理を行うことを義務づけた。(平成25年4月1日施工)

#### ■計画地域での分布状況

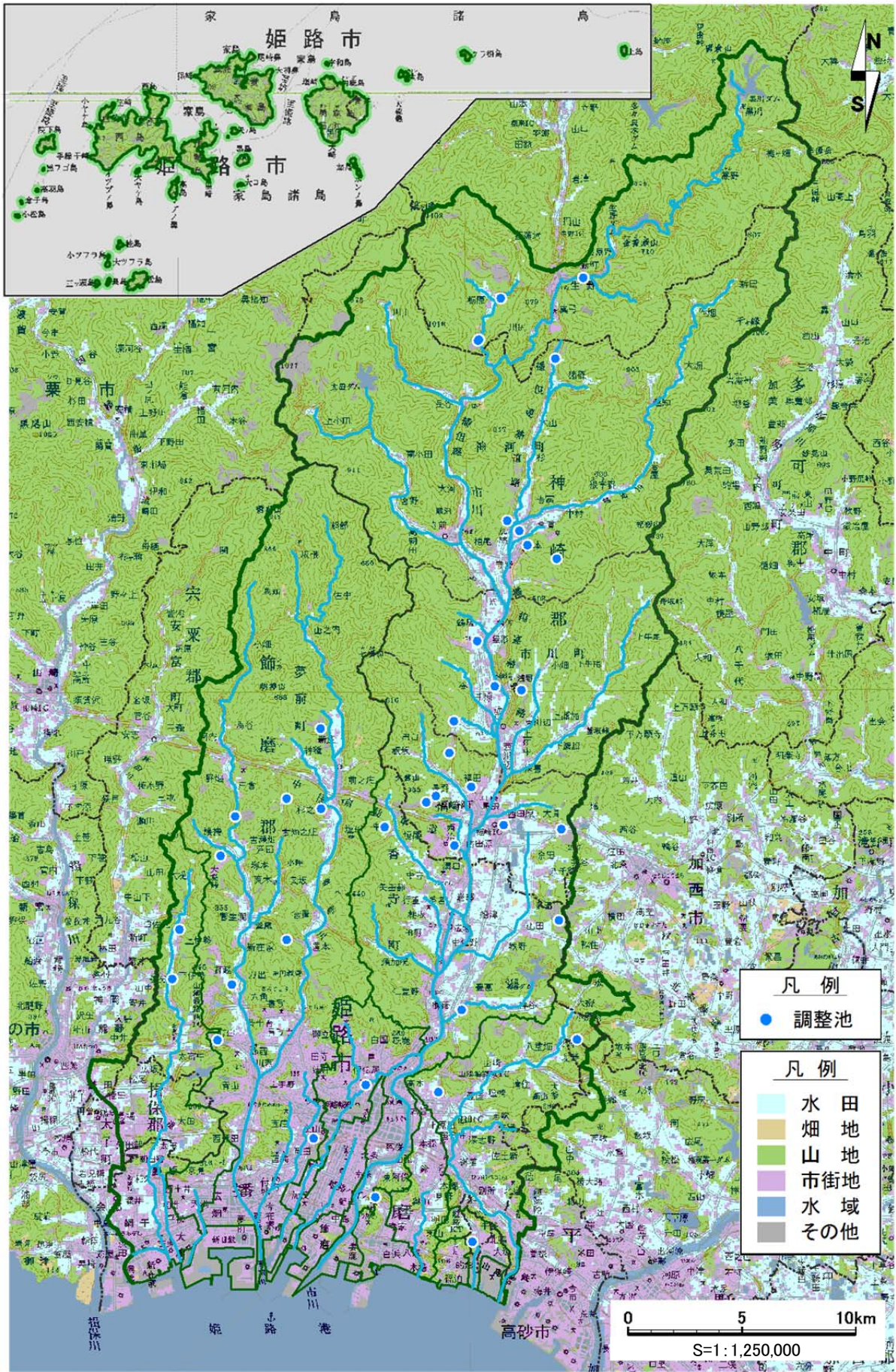
現在、計画地域には、調整池84施設<sup>※</sup>が存在し、夢前川水系及び市川水系に多く分布している。

※84施設は開発に伴う協議を行った数であり、現存している施設数と異なる場合がある。

防災調整池施設数一覧

水系名	所在市町名	施設数	
大津茂川水系	姫路市	2	2
	太子町	0	
	たつの市	0	
汐入川水系	姫路市	0	0
夢前川水系	姫路市	17	17
	太子町	0	
船場川水系	姫路市	3	3
野田川水系	姫路市	0	0
市川水系	朝来市	4	54
	神河町	7	
	市川町	11	
	福崎町	25	
	姫路市	7	
八家川水系	姫路市	0	0
西浜川水系	高砂市	1	1
	姫路市	0	
天川水系	加西市	0	6
	加古川市	0	
	高砂市	0	
	姫路市	6	
残流域	姫路市	1	1
合 計		84	





調整池位置図



### ① 調整池の設置

開発行為を行う者は、その開発行為により浸水が発生させる可能性が高まる場合には、その可能性を低減するために、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池を設置するようにしなければならない。

県は、1ha 以上の開発に対し、重要調整池の設置を義務付ける。

市町は、雨水貯留・浸透による流出抑制対策を行うように指導する。

調整池の管理者は、その機能維持と適正な管理を行う。

### ② 施設の指定

現在、計画地域において、調整池は 84 箇所設置されており、これらの調整池は、民間の取り組みを先導するため、「調整池指導要領」に基づく暫定調整池、恒久調整池の区分にかかわらず、積極的に条例に基づく指定調整池に指定（条例第 18 条）し、その機能維持と適正な管理を行う。

県は、重要調整池以外の調整池であって、雨水の流出を抑制する機能の維持が特に必要と認める調整池について、所有者の理解を得ながら積極的に指定調整池に指定していく。

指定を受けた調整池の所有者等はその機能維持と適正な管理を行う。

### ③ 維持管理

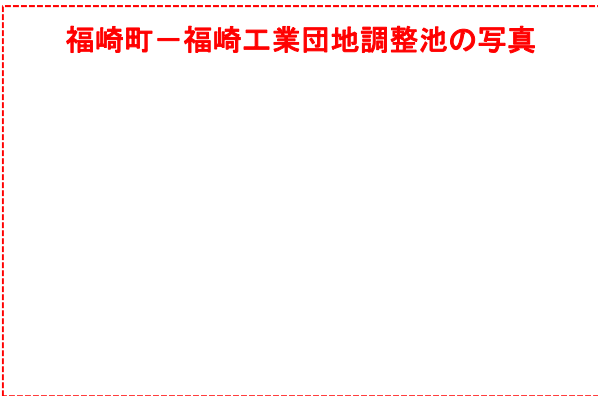
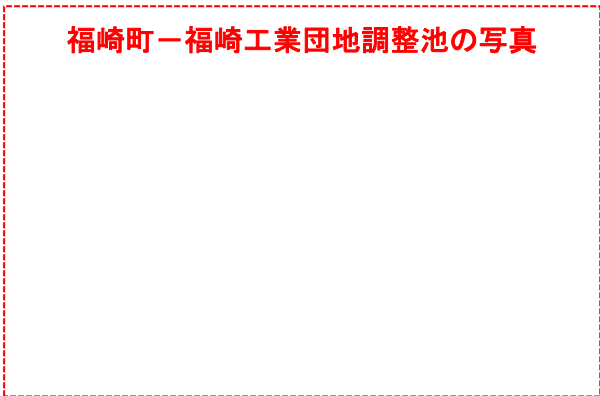
調整池は雨水の流出を抑制する機能を維持するために適切な維持管理を行わなければならない。このため、雨水貯留浸透機能を現に有する、または、新たに備えた調整池の管理者は、日常点検や維持管理など適切な調整池の管理に努め、その雨水貯留浸透機能を保全しなければならない。

## ■計画地域での特徴的な取り組み

福崎町においては、今後、1ha未満の開発に対しても調整池の設置を促す。

### 調整池設置及び保全に関する取り組み一覧

対象		現在の取り組み	今後の取り組み
計画地域全体	県	・1ha以上の開発に対する調整池の設置指導	・1ha以上の開発に対する開発者・施設所有者への設置・管理の義務付け（H25.4.1～） ・雨水の流出を抑制する機能の維持が特に必要と認める調整池について、所有者の同意を得た上で指定調整池として指定し、調整池の所有者等はその機能維持と適正な管理を行う。
	市町	・1ha以上の開発に対して、県との協議を指導する。	・左記を継続して実施
朝来市		(計画地域全体の取り組みと同様)	(計画地域全体の取り組みと同様)
神河町		(計画地域全体の取り組みと同様)	(計画地域全体の取り組みと同様)
市川町		(計画地域全体の取り組みと同様)	(計画地域全体の取り組みと同様)
福崎町		(計画地域全体の取り組みと同様)	(計画地域全体の取り組みと同様)
		・福崎工業団地調整池等6箇所の調整池を所管し（内3池はため池兼用）、草刈り、管理フェンス、設置者看板を設置するなどの維持管理に努め、水害時には巡回による点検を実施している。	・1ha未満の開発に対しても設置を促す。 ・その他、「調整池設置指導要領」等に従い、適正な管理に努める。
姫路市		(計画地域全体の取り組みと同様)	(計画地域全体の取り組みと同様)
高砂市		・1ha未満の開発行為を行う開発者に対しても、開発指導の場を活用して調整池や浸透柵の設置など、雨水流出抑制機能の確保を促している。	左記を継続して実施
太子町		(計画地域全体の取り組みと同様)	(計画地域全体の取り組みと同様)





## 5-2. 土地等の雨水貯留浸透機能

雨水貯留、地下浸透の取り組みは、実施箇所が多いほど流出抑制効果が高くなるため、県、市町及び県民自らが、浸水被害軽減の必要性を認識し、できるだけ多くの箇所で実施することが望ましい。

このため、県、市町及び県民は、「雨水貯留浸透機能に係る指針」(平成 24 年 11 月, 兵庫県)を参考として、自然豊かな計画地域の森林・水田・ため池など地域に備わっている雨水貯留浸透機能を保全、活用するとともに、学校・公園などを活用し、雨水貯留浸透機能の整備に努める。

### (1) 校庭、公園、駐車場その他広い土地を利用した施設

校庭、公園、駐車場その他の広い土地は、比較的、人が集まる場所に立地しているが、その規模の大きさから、貯留による流出抑制効果が期待できる。

これら施設は、住民等が利用していることから、計画地域の市町等と連携して、雨水貯留の必要性や安全性の確保も含めた利用上の影響について、住民の理解と協力を得て流域対策を推進する。

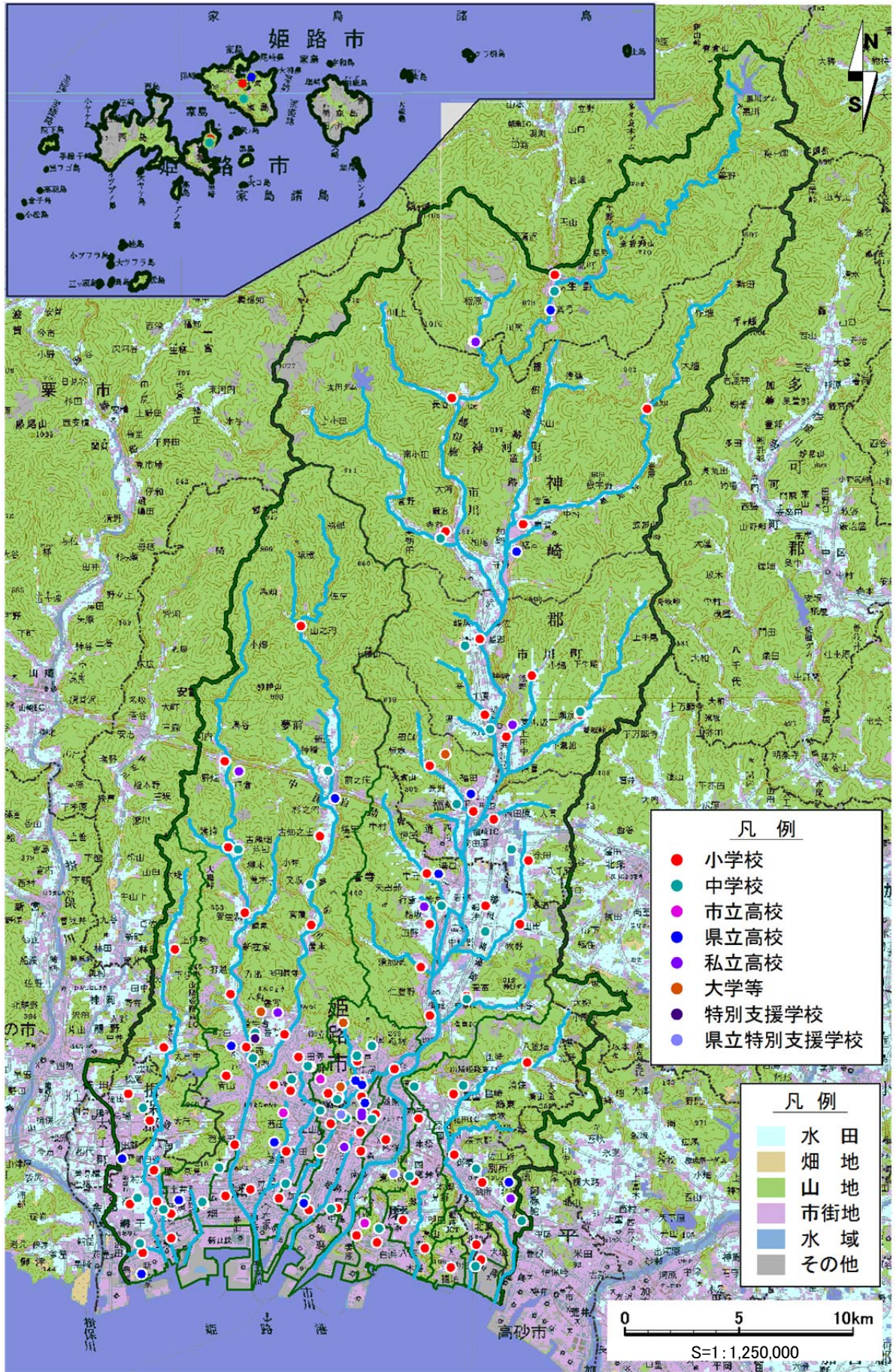
#### ■計画地域での分布状況

現在、計画地域には、学校 171 施設、公園 816 施設 (0.1ha 以上を対象)、その他大規模施設が存在し、市街地である姫路市に多く分布している。

#### 学校・公園施設数・面積等一覧

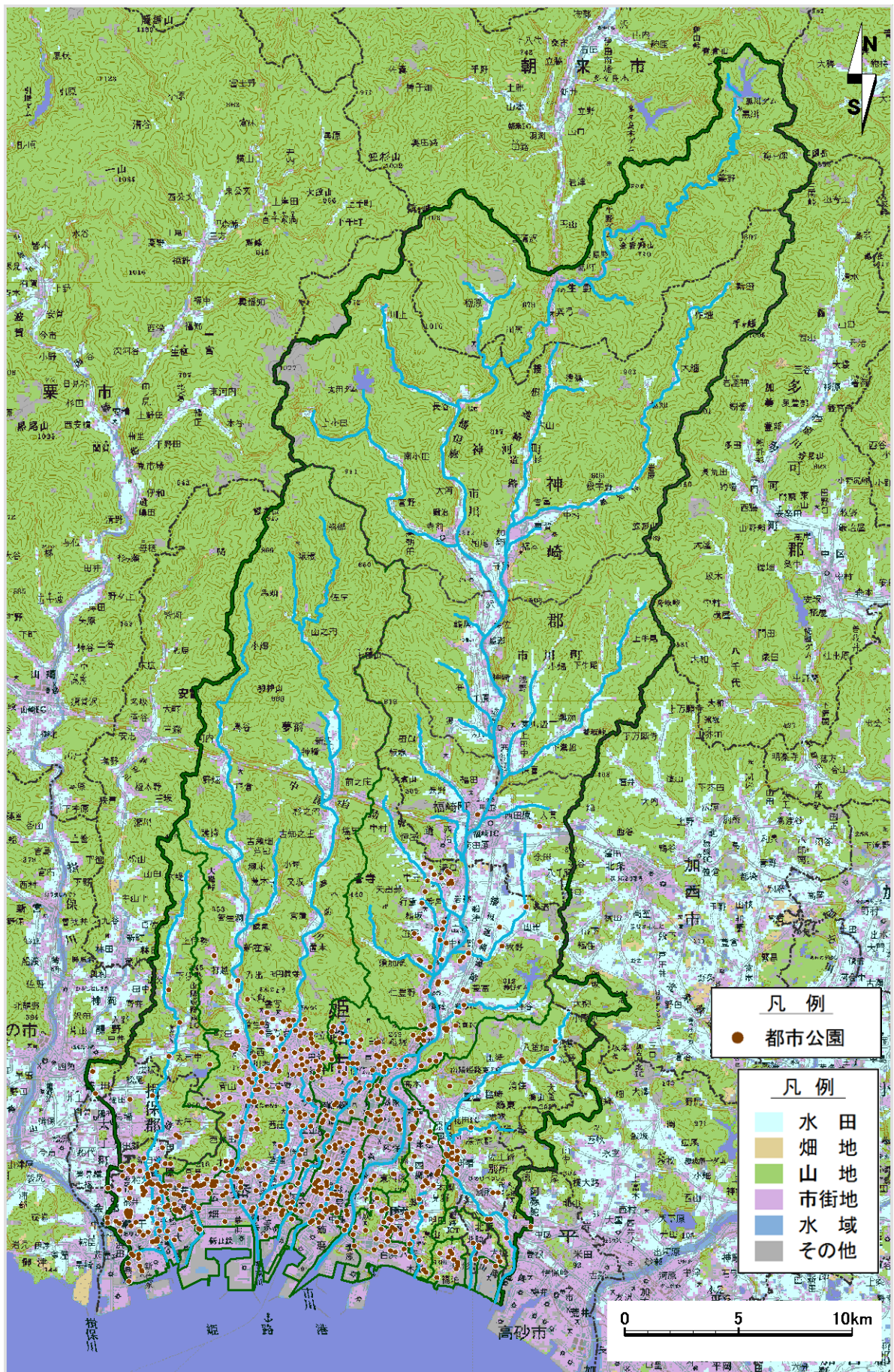
流域名	所在市町名	学校			公園		
		施設数 (箇所)	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	グラウンド面積 (m <sup>2</sup> )	施設数 (箇所)	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	
天川	姫路市	8	183,063	201,914	41	62,900	
	高砂市	3	108,943	47,088	5	6,092	
	加西市	0	0	0	0	0	
	加古川市	0	0	0	0	0	
西浜川	姫路市	1	26,553	18,584	8	68,600	
	高砂市	1	17,438	8,438	1	1,196	
八家川	姫路市	5	82,503	40,314	54	251,000	
市川	姫路市	16	300,733	124,489	119	601,900	
	朝来市	5	73,850	8,900	0	0	
	市川町	9	98,723	48,144	0	0	
	福崎町	8	182,555	75,868	2	35,771	
	神河町	6	78,926	26,376	0	0	
	加西市	0	0	0	0	0	
野田川	姫路市	11	178,108	73,076	76	262,000	
船場川	姫路市	31	452,538	178,432	96	1,275,000	
夢前川	姫路市	37	747,706	282,474	224	923,000	
汐入川	姫路市	3	106,207	29,823	46	115,400	
大津茂川	姫路市	10	245,497	153,928	87	319,700	
	太子町	4	62,841	30,357	4	119,662	
	たつの市	0	0	0	2	2,991	
残流域	姫路市	13	203,910	74,384	51	954,900	
合計	姫路市	135	2,526,818	1,177,418	802	4,834,400	
	高砂市	4	126,381	55,526	6	7,288	
	朝来市	5	73,850	8,900	0	0	
	市川町	9	98,723	48,144	0	0	
	福崎町	8	182,555	75,868	2	35,771	
	太子町	4	62,841	30,357	4	119,662	
	神河町	6	78,926	26,376	0	0	
	加西市	0	0	0	0	0	
	加古川市	0	0	0	0	0	
	たつの市	0	0	0	2	2,991	
	合計		171	3,150,094	1,422,589	816	5,000,112





学校位置図





凡例

● 都市公園

---

凡例

- 水田
- 畑地
- 山地
- 市街地
- 水域
- その他

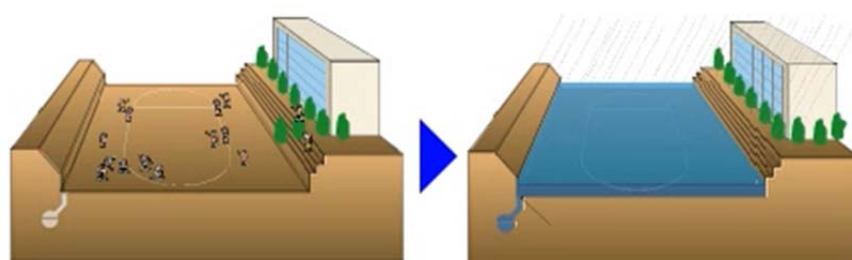
公園位置図

### ① 雨水貯留浸透機能の備え

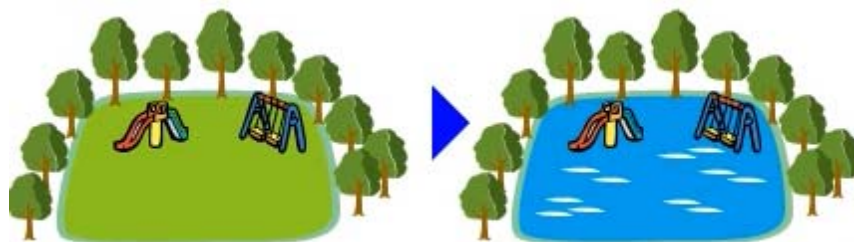
校庭、公園、駐車場その他の広い土地の所有者等は、総合治水条例の基本理念に基づき、流出防止壁の設置又は地盤の掘り下げによる貯留機能の確保や駐車場等における透水性舗装や浸透側溝の整備等による浸透機能の向上に努める。

県及び市町は、自らが管理する学校・公園等の公共施設等を利用した貯留施設の整備に努める。

また、雨水貯留浸透施設の整備者と施設管理者が異なる場合は、管理協定を締結する等により適正な管理に努め、将来に渡る維持管理に努める。



校庭貯留のイメージ



公園貯留イメージ

### ② 施設の指定

県は、その施設の規模や浸水被害の発生状況、推進協議会の協議内容等から、雨水貯留浸透機能が特に必要と認める土地を、所有者等の同意を得た上で、指定雨水貯留浸透施設に指定（条例第 22 条）する。

公共施設の新築、改築時には、透水性舗装の拡大や地下浸透施設設置に努め、「指定雨水貯留浸透施設」として指定することを原則とする。

指定雨水貯留浸透施設の所有者等は、雨水貯留浸透機能を維持する。

### ③ 維持管理

雨水貯留浸透機能を現に有する、または、新たに備えた土地の所有者等は、その雨水貯留浸透機能の維持管理に努める。



## ■計画地域での特徴的な取り組み

学校や公園等は、計画地域南部の姫路市、高砂市、太子町に多く分布している。雨水貯留施設の整備は、現在でも、計画地域の中南部に位置する姫路市、高砂市、福崎町等で、整備を進めている。兵庫県においては、兵庫県立大学姫路新在家キャンパスで校庭貯留を実施し、姫路市においては、平成 24 年度に広嶺中学校運動場に校庭貯留施設を設置しており、平成 25 年度にも増位小学校に設置を予定している。

雨水浸透の取り組みとしても、県では、平成 16 年より透水性舗装を標準仕様として適用、平成 23 年には「浸透側溝設置ガイドライン」を策定し、神河町では、歩道透水性舗装を実施している。姫路市では、「姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例」により、1ha 未満の開発に対しても雨水浸透施設（雨水浸透ます、透水性舗装等）の設置指導を行っており、今後も継続して実施する。今後も、県及び市町は、継続して雨水貯留浸透機能の設置に努める。



兵庫県立大学姫路新在家キャンパス



高砂市立阿弥陀小学校



姫路市立広嶺中学校



学校・公園、その他の大規模施設での雨水貯留浸透に関する取り組み一覧

対象		現在の取り組み	今後の取り組み												
計画地域全体	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域内では、学校や公園での貯留施設の整備に取り組んでいる。</li> <li>・平成 16 年より県下全域で透水性舗装を標準仕様として適用</li> <li>・平成 23 年度に「浸透側溝設置ガイドライン」を策定</li> <li>・兵庫県立大学姫路新在家キャンパスで校庭貯留を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らが管理する学校・公園等の公共施設等を利用した貯留施設の整備に努める。</li> <li>・当該貯留施設の整備者と施設管理者とが管理協定を締結する等により適正な管理に努め、将来に渡る維持管理に努める。</li> <li>・雨水貯留浸透機能を備え、または維持することが特に必要と認める施設について、所有者の同意を得た上で指定雨水貯留浸透施設として指定する。</li> <li>・下記の 2 路線で浸透側溝の整備に取り組む予定。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>整備時期</th> <th>実施箇所</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本年度実施 予定箇所</td> <td>(一) 姫路停車場線(姫路市平野町)</td> <td>L=130m (予定)</td> </tr> <tr> <td>将来計画 箇所</td> <td>(一) 広畑青山線〔バイパス〕(姫路市広畑区才～西蒲田)</td> <td>L=2,500m (予定)</td> </tr> </tbody> </table>			整備時期	実施箇所	延長	本年度実施 予定箇所	(一) 姫路停車場線(姫路市平野町)	L=130m (予定)	将来計画 箇所	(一) 広畑青山線〔バイパス〕(姫路市広畑区才～西蒲田)	L=2,500m (予定)
				整備時期	実施箇所	延長									
				本年度実施 予定箇所	(一) 姫路停車場線(姫路市平野町)	L=130m (予定)									
				将来計画 箇所	(一) 広畑青山線〔バイパス〕(姫路市広畑区才～西蒲田)	L=2,500m (予定)									
朝来市	—	・大規模施設の改修時に検討する。													
神河町	・歩道透水性舗装を実施している。	・歩道透水性舗装を実施する。													
市川町	—	—													
福崎町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ公園にて施設内のゲートボール場に水門が設置されており調整池の役割を果たしている。</li> <li>・スポーツ公園の調整池では出水後に人力による土砂の掻き出しが必要となるため、土砂と雨水を分離する構造になるように、改修を検討している。</li> </ul>	・学校グラウンドにオンサイト調整池機能を付与し、集中豪雨等における内水に対応することを検討													
姫路市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例により、0.05ha 以上～1ha 未満の開発に対する雨水浸透施設（雨水浸透ます、透水性舗装等）の設置指導を行っている。</li> </ul>	・左記を継続して実施													
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年度に広嶺中学校運動場に校庭貯留施設を設置</li> </ul>	・平成 25 年度は増位小学校に設置予定													
高砂市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の新築、改築時には貯留施設や浸透施設の整備を推進している。</li> <li>・高砂市阿弥陀小学校でオンサイト貯留施設（校庭貯留）を整備済み</li> </ul>	・左記を継続して実施し、貯留浸透容量の確保に努める。													
太子町	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎建設に伴い駐車場の透水性舗装や緑化ブロックにより保水性を高める。</li> <li>・公共施設の駐車場の緑化ブロック舗装整備を進め保水性の向上に努める。</li> </ul>													

## (2) 庁舎、病院、体育館その他大規模な建物又は工作物

庁舎、病院、体育館その他の大規模施設は、比較的、人が集まる場所に立地し、また、その規模の大きさから、貯留による流出抑制効果が期待できる。

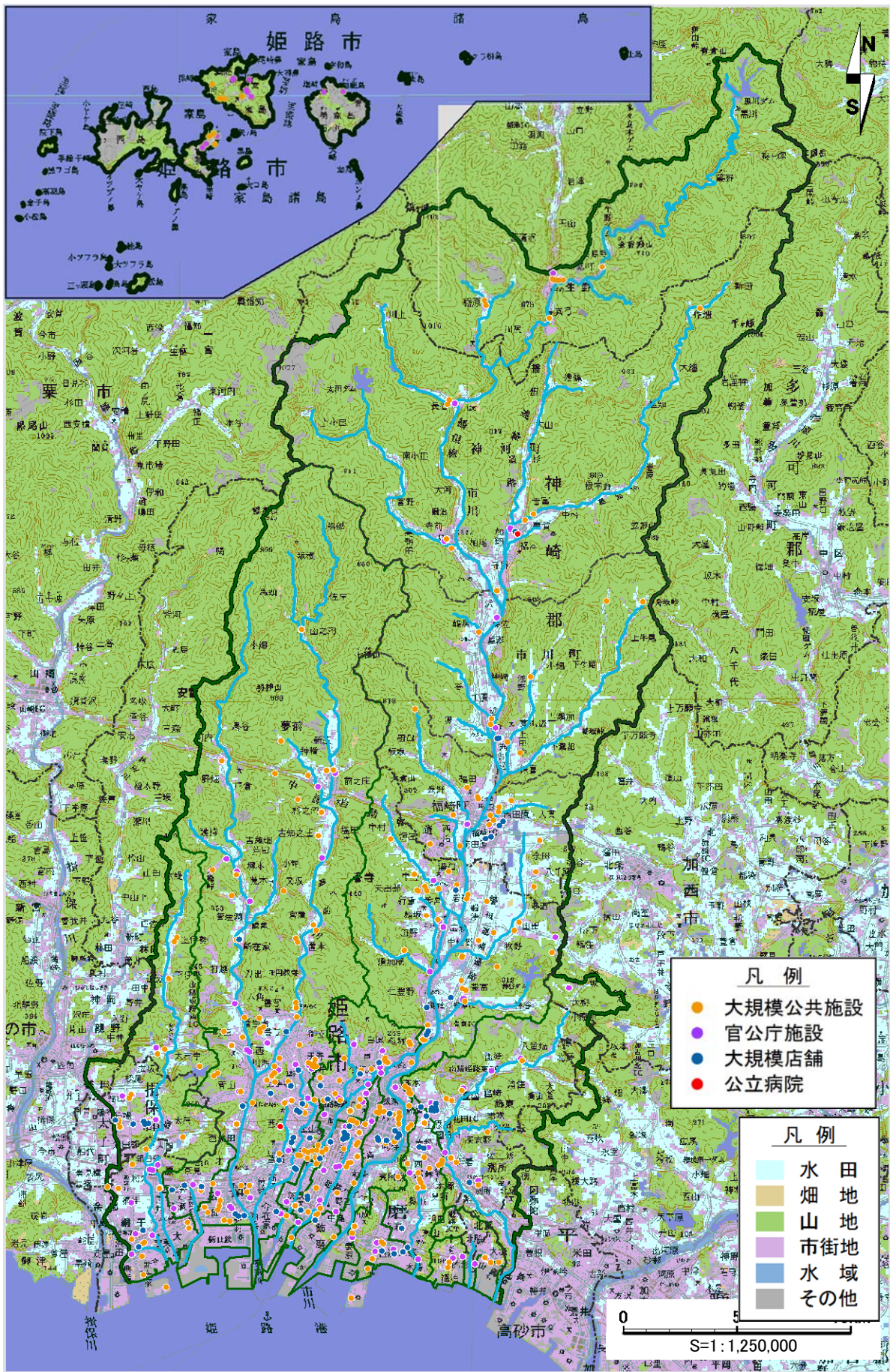
これら施設は、住民等が利用していることから、計画地域内の市町等と連携して、雨水貯留の必要性や安全性の確保も含めた利用上の影響について、住民の理解と協力を得て流域対策を推進する。

### ■計画地域での分布状況

現在、計画地域には、公立病院 2 施設、官公庁 160 施設、大規模店舗 82 施設、大規模公共施設 319 施設が存在し、市街地である姫路市に多く分布している。

### 病院、官公庁、大規模店舗、大規模公共施設と敷地面積一覧

流域名	所在市町名	施設数(箇所)				敷地面積(m <sup>2</sup> )
		公立病院	官公庁	大規模店舗	大規模公共施設	
天川	姫路市	0	7	7	10	59,678
	高砂市	0	0	0	0	0
	加西市	0	1	0	0	3,903
	加古川市	0	0	0	0	0
西浜川	姫路市	0	2	0	1	4,919
	高砂市	0	0	0	0	0
八家川	姫路市	0	5	5	16	180,324
市川	姫路市	0	13	13	48	544,919
	朝来市	0	2	0	10	52,210
	市川町	0	3	2	8	96,925
	福崎町	0	2	4	21	171,021
	神河町	1	5	1	9	121,438
	加西市	0	0	0	0	0
野田川	姫路市	0	14	11	32	307,088
船場川	姫路市	0	18	5	30	676,885
夢前川	姫路市	1	42	19	82	6,406,989
汐入川	姫路市	0	2	3	1	47,400
大津茂川	姫路市	0	12	2	17	164,109
	太子町	0	5	5	9	264,777
	たつの市	0	0	0	0	0
残流域	姫路市	0	27	5	25	401,742
合計	姫路市	1	142	70	262	8,794,053
	高砂市	0	0	0	0	0
	朝来市	0	2	0	10	52,210
	市川町	0	3	2	8	96,925
	福崎町	0	2	4	21	171,021
	太子町	0	5	5	9	264,777
	神河町	1	5	1	9	121,438
	加西市	0	1	0	0	3,903
	加古川市	0	0	0	0	0
	たつの市	0	0	0	0	0
	合計	2	160	82	319	9,504,327



病院、官公庁、大規模店舗、大規模公共施設位置図

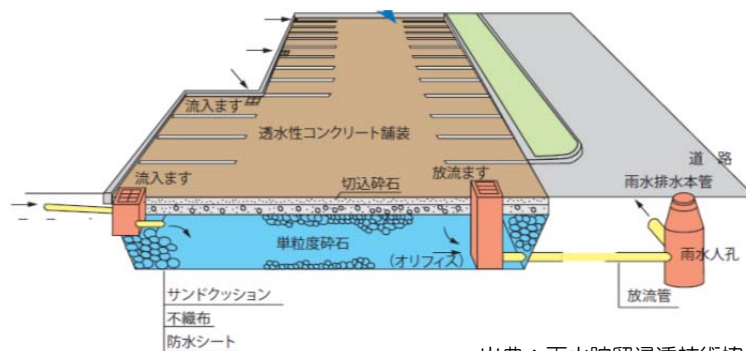


### ① 雨水貯留浸透機能の備え

庁舎、病院、体育館その他の大規模な建物又は工作物の所有者等は、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置する等により、雨水浸透貯留機能の向上に努める。

県及び市町は、自らが管理する庁舎等の公共施設等を利用した貯留施設の整備に努める。

また、雨水貯留浸透施設の整備者と施設管理者が異なる場合は、管理協定を締結する等により適正な管理に努め、将来に渡る維持管理に努める。



出典：雨水貯留浸透技術協会パンフレット

### 雨水貯留浸透（各種施設の駐車場等）

### ② 施設の指定

県は、その施設の規模や浸水被害の発生状況、推進協議会の協議内容等から、雨水貯留浸透機能が特に必要と認める土地を、所有者等の同意を得た上で、指定雨水貯留浸透施設に指定（条例第 22 条）する。

県及び市町は、公共施設の新築、改築時には、敷地、地下に雨水を貯留する設備の設置に努め、「指定雨水貯留浸透施設」として指定することを原則とする。

指定雨水貯留浸透施設の所有者等は、雨水貯留浸透機能を維持する。

### ③ 維持管理

雨水貯留浸透機能を現に有する、または、新たに備えた建物の所有者等は、その雨水貯留浸透機能の維持管理に努める。

## ■計画地域での特徴的な取り組み

官公庁や大規模公共施設等は、計画地域南部の姫路市、高砂市、太子町に多く分布している。

姫路市では、学校や公民館 100 ヶ所程度に貯留タンクの設置を予定している。

高砂市では、公共施設の新築、改築時に貯留施設の整備を推進しており、今後継続的に実施し、貯留容量の確保に努める。

太子町では、新庁舎建設に伴い、雨水貯留容量により保水性を高める。

## 庁舎、病院、体育館その他大規模な建物又は工作物での雨水貯留浸透に関する取り組み一覧

対象		現在の取り組み	今後の取り組み
計画地域全体	県	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らが管理する庁舎等の公共施設を利用した貯留施設の整備に努める。</li> <li>・当該貯留施設の整備者と施設管理者とが管理協定を締結する等により適正な管理に努め、将来に渡る維持管理に努める。</li> <li>・雨水貯留浸透機能を備え、または維持することが特に必要と認める施設について、所有者の同意を得た上で指定雨水貯留浸透施設として指定する。</li> </ul>
	朝来市	—	・大規模施設の改修時に検討する。
	神河町	—	—
	市川町	—	—
	福崎町	—	—
	姫路市	—	・貯留タンクを学校や公民館に 100 か所程度設置予定
	高砂市	・公共施設の新築、改築時には貯留施設の整備を推進している。	・左記を継続して実施し、貯留容量の確保に努める。
	太子町	—	・新庁舎建設に伴い雨水貯留槽を別棟地下倉庫に設けることにより保水性を高める。

姫路市—各戸貯留(小学校・公民館)の  
写真

姫路市—各戸貯留(小学校・公民館)の  
写真

### (3) ため池

ため池は、農業用水の確保を目的として造られた施設であるが、大雨時にはため池流域からの流出量が一時的に抑制されることから、雨水貯留浸透機能も備えている。

このため、ため池を今後とも健全な状態で保全することが重要であるとともに、洪水吐や取水施設の改良などにより、雨水貯留機能のさらなる向上が期待される。

#### ■計画地域での分布状況

計画地域におけるため池数は下記に示すとおり、744箇所であり、総貯水量は約1.4万m<sup>3</sup>である。主に計画地域中部の姫路市や福崎町及び市川町にかけて多く位置している。

ため池数一覧

流域名	所在市町名	諸元			
		施設数 (箇所)	総貯水量 (千m <sup>3</sup> )	流域面積 (km <sup>2</sup> )	満水時面積 (ha)
天川	姫路市	71	2,125	53	70
	高砂市	4	25	0	2
	加西市	10	26	0	1
	加古川市	4	398	1	8
西浜川	姫路市	8	68	1	6
	高砂市	7	82	0	5
八家川	姫路市	8	41	21	2
市川	姫路市	172	2,876	25	167
	朝来市	0	0	0	0
	市川町	107	979	23	33
	福崎町	101	3,999	25	138
	神河町	20	79	1	3
	加西市	3	51	0	2
野田川	姫路市	0	0	0	0
船場川	姫路市	17	236	1	9
夢前川	姫路市	114	1,952	24	72
汐入川	姫路市	0	0	0	0
大津茂川	姫路市	57	773	16	36
	太子町	28	326	7	20
	たつの市	5	43	1	1
残流域	姫路市	8	32	1	2
合計	姫路市	455	8,103	141	364
	高砂市	11	107	0	6
	朝来市	0	0	0	0
	市川町	107	979	23	33
	福崎町	101	3,999	25	138
	太子町	28	326	7	20
	神河町	20	79	1	3
	加西市	13	77	0	3
	加古川市	4	398	1	8
	たつの市	5	43	1	1
	合計	744	14,111	199	575

出典：水土里情報システム（農村環境室）







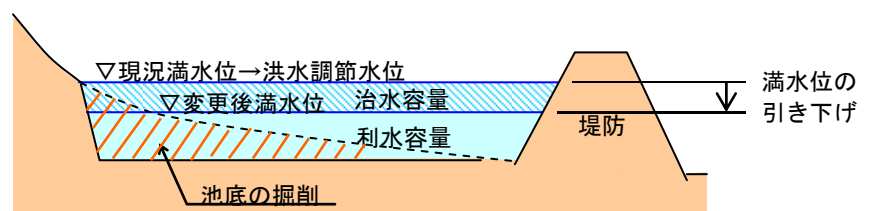
### ① 雨水貯留浸透機能の備え

ため池管理者は、農業上の利水容量に余裕がある場合には、池底の掘削や洪水吐の改良など、雨水貯留機能を向上させるための改良に努め、雨水貯留浸透機能を備える。

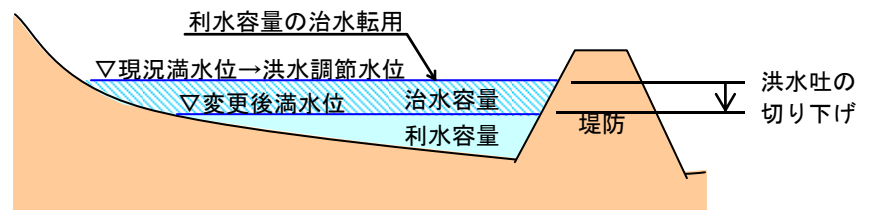
また、老朽化したため池は、決壊による災害の発生が懸念されることから、緊急性の高いものから順次、改修整備を進めているが、改修にあたっては、流出抑制機能のある洪水吐の整備を行う等、雨水貯留浸透機能を備える。

県及び市町は、これらため池改良にあたって、雨水貯留浸透機能を備える技術的な助言・指導を行う。

#### ① 池底の掘削



#### ② 農業用水容量の治水転用



### ため池貯留

### ② 施設の指定

県は、ため池下流域の浸水被害の発生状況やため池の規模、推進協議会の協議内容等から、雨水貯留浸透機能が特に必要と認めるため池を、所有者等の同意を得た上で、指定雨水貯留浸透施設として指定（条例第 22 条）する。

指定雨水貯留浸透施設の所有者等は、雨水貯留浸透機能を維持する。

### ③ 維持管理

ため池は健全に保守管理されることで、有効な貯留機能を有するため、雨水貯留浸透機能を現に有する、または、新たに備えたため池の管理者は、日常点検や維持管理など適切なため池の管理に努め、その雨水貯留浸透機能を保全しなければならない。

一方、県及び市町はこれに対して技術的な助言・指導を行うとともに、漏水などにより危険な状態にあるため池については、ため池等整備事業等による施設改修を支援する。

また、一部地域においては農家の高齢化などによりため池の維持管理が困難となっていることから、農家、非農家にかかわらず、県、市町及び県民が一体となって地域ぐるみで保全活動に努める。

- ・ ため池排水施設、堤防の点検、維持管理を行う。
- ・ 用・排水路の円滑な流下が確保できるよう堆積土砂除去、除草等の日常管理に努める。

## ■計画地域での特徴的な取り組み

姫路市では、「雨水貯留機能を高めるため池整備指針」による整備を検討しており、今後、県及び市町は今後、ため池等を利用した貯留施設の整備に努める。

### ため池での雨水貯留に関する取り組み一覧

対象		現在の取り組み	今後の取り組み
計画地域全体	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流域内では、ため池管理者に対する講習会において、ため池の日常管理に合わせて豪雨時の貯水事前漂流等の指導を行っている。</li> <li>・ 流域内ではため池の改修に併せて、一時貯留機能や緊急放流施設の整備を進めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ため池貯留について、手法選定も含めて、施設管理者の理解と協力を得られるよう、市町の協力を得ながら地元協議に努める。</li> <li>・ 雨水貯留浸透機能を備え、または維持することが特に必要と認める施設について、所有者の同意を得た上で指定雨水貯留浸透施設として指定。</li> </ul>
	朝来市	—	・ 該当ため池なし
	神河町	・ 受益者によりため池の適切管理を依頼している。	・ 受益者によりため池の適切管理依頼を継続する。
	市川町	—	・ ため池改良にあたって、雨水貯留浸透機能を備える技術的な助言・指導を行う。
	福崎町	—	—
	姫路市	—	・ 今後改修するため池について「雨水貯留機能を高めるため池整備指針(h25.3 県農政環境部)」による整備を検討
	高砂市	—	—
	太子町	—	・ 施工中である総合公園内のため池に既存の洪水吐や底桶の整備を行い、雨水貯留機能を持たせる。

#### (4) 水田

水田は、大雨や台風の時に降った雨を貯めることにより、一度に流れ出るのを防ぎ、徐々に下流に流すことによって洪水を防止・軽減し、地先の安全度を高めるとともに、下流への流出も抑制し、都市や農村を守っている。それらの機能を維持するとともに、さらに高めていくことが期待される。

計画地域内の水田は、河川沿いに広がっており、その面積も大きいことからその貯留による流出抑制効果は重要と考える。

#### ■計画地域での分布状況

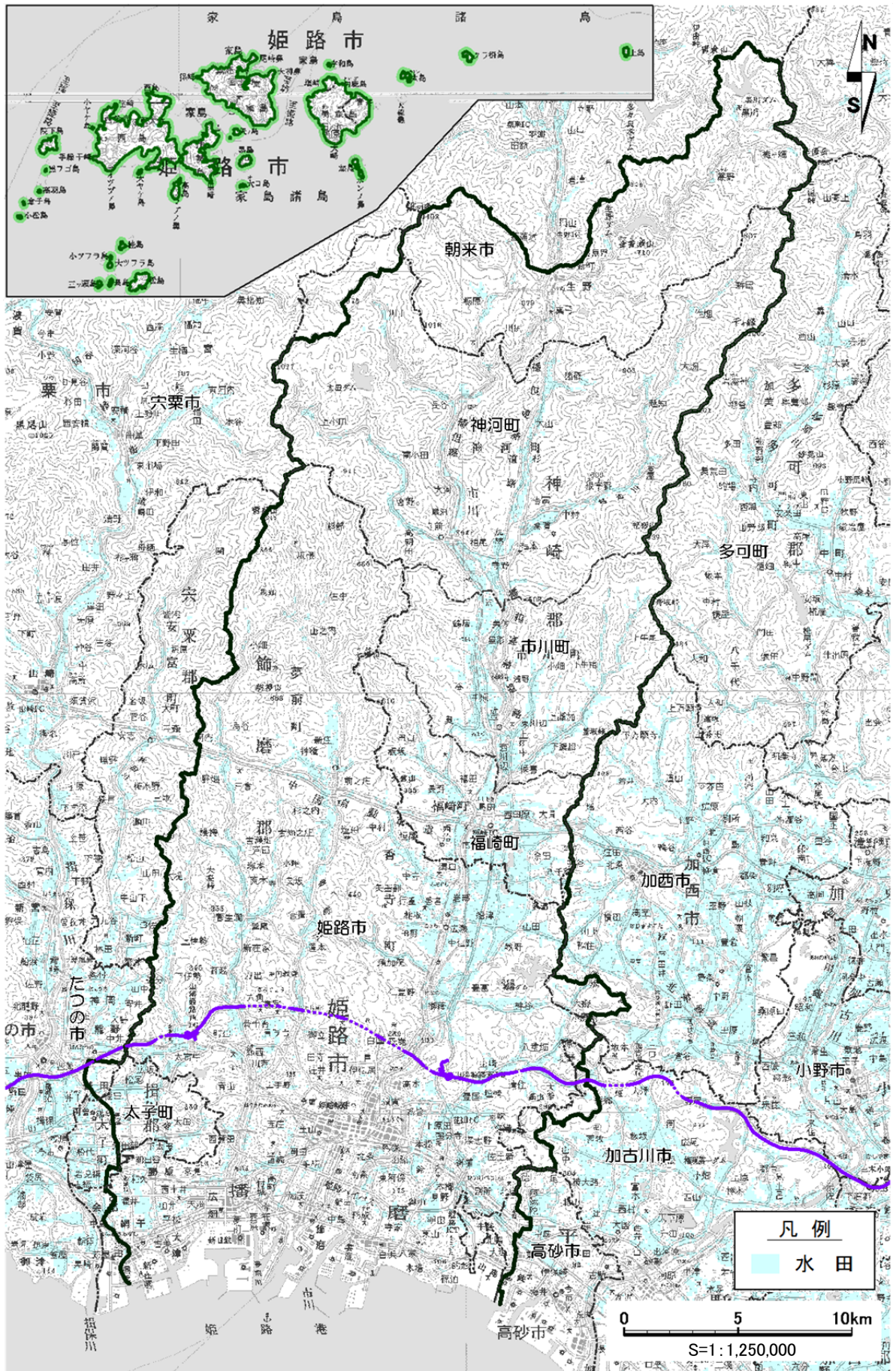
水田は、計画地域中部の姫路市や福崎町及び市川町、神河町にかけてに多く分布している。

水田面積一覧

市町名	水田面積 (ha)	土地利用割合 (%)
朝来市	116.83	1.13
神河町	1143.07	5.93
市川町	1188.98	14.38
福崎町	1037.25	22.48
加西市	34.56	8.10
姫路市	4906.56	11.44
高砂市	53.21	10.56
太子町	315.69	20.06
たつの市	33.42	19.18
加古川市	10.34	1.63
合計	8839.90	9.75

出典：国土数値情報 土地利用データ平成21年





水田位置図



## ① 雨水貯留浸透機能の備え

水田貯留は農業者が共同して取り組みに参加することが効果的であるため、集落毎に水田貯留についての意見交換等を踏まえ、課題解決に向けた取り組み等の検討を行い、理解と協力を得た上で取り組んでいく。

県及び市町は、水田からの排水を堰板によって調節するなど水田貯留の取り組みを進めるため、農地・水保全管理支払交付金の活動組織等に対して積極的な普及啓発に努めるとともに、取り組みにあたっての技術的な助言・指導を行う。

水田の所有者等は、営農に支障のない範囲で水田貯留に取り組むとともに、雨水貯留浸透機能の維持を図る。

- ・ 水田排水口へ堰板を設置する。



水田貯留の例（兵庫県田んぼダム）

出典：兵庫県HP

## ② 施設の指定

県は、水田の下流域の浸水被害の発生状況や水田の規模、推進協議会の協議内容等から、雨水貯留浸透機能が特に必要と認める水田を、所有者等の同意を得た上で、指定雨水貯留浸透施設として指定（条例第22条）する。

指定雨水貯留浸透施設の所有者等は、雨水貯留浸透機能を維持する。

## ③ 維持管理

雨水貯留浸透機能を現に有する、または、新たに備えた水田の所有者等は、その雨水貯留浸透機能を保全しなければならない。

- ・ 水田排水施設、あぜの点検、維持管理を行う。

## ■計画地域での特徴的な取り組み

姫路市では、現在、集落に指導・助言を行っており、今後も取り組みを継続する。

また、福崎町では、今後、堰板により水田貯留の調節を図ることができるよう、普及啓発を行う。

各市町において、水田の所有者等に普及啓発をする等の取り組みに努める。

### 水田での雨水貯留に関する取り組み一覧

対象		現在の取り組み	今後の取り組み
計画地域全体	県	—	・雨水貯留浸透機能を備え、または維持することが特に必要と認める施設について、所有者の同意を得た上で指定雨水貯留浸透施設として指定する。
朝来市		・耕作放棄地調査、遊休農地利用状況調査を行い地元へ、農地保全の啓発を行っている。 ・農事部長会での指導を行っている。	・左記を継続して実施 ・農地の保全を図ることにより雨水貯留浸透機能の維持を図る。
神河町		—	・夏場は水田で、冬場は畑作地以外での湛水を検討したい。
市川町		—	・水田からの排水を堰板によって調節するなど水田貯留の取り組みを進めるため、営農組合組織や大規模農家等に対して積極的な普及啓発に努める予定である。
福崎町		—	・多段積の堰板により水田貯留の調節を図ることができるよう、普及啓発を行う。
姫路市		・農地水保全管理支払交付金事業による「水田貯留」を実施する集落について、助言・指導を行っている。	・左記を継続して実施
高砂市		—	・地元の理解を得ながら、水田での雨水貯留に努める。
太子町		—	・水田貯留の取り組みを進めるために、堰板の改良や田圃法面保護に努め、農地・水保全管理支払交付金の活動組織等に対して積極的な普及啓発を行う。

## (5) 各戸貯留

各戸貯留は、屋根に降った雨水を貯留タンクに貯留する施設で、個々の施設は小さいが、地域で取り組めば雨水の流出抑制効果を高める機能を発揮する。

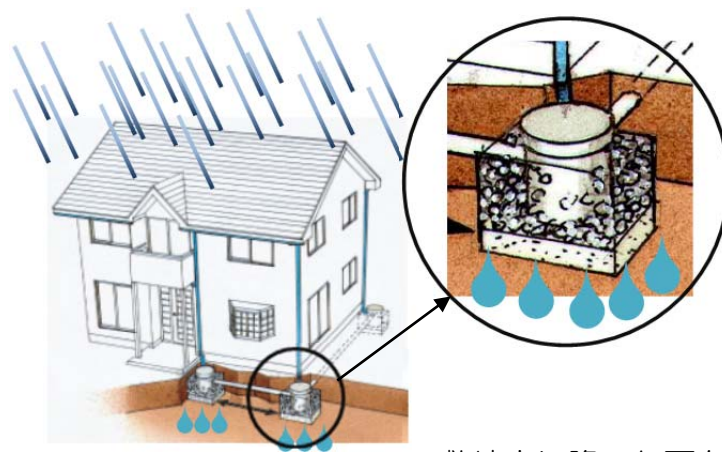
また、貯留した雨水を、樹木への散水や庭への打ち水などに利用することで、雨水の有効活用を図り、良好な水循環型社会を創出するものである。治水と利水を兼ね備えた効果が期待でき、節水効果が省資源・省エネルギーにも結び付き、地球温暖化防止にも寄与する。

### ① 雨水浸透貯留機能の備え

県民は、雨水貯留タンク等による各戸貯留や浸透枳等の設置を推進する。あわせて、貯留施設については、雨水の流出抑制を図る上で効果的に機能を発現するよう、大雨の前にタンクを空にする事前放流に努める。



屋根に降った雨水を貯留



敷地内に降った雨を  
地下に浸透

雨水貯留浸透（各戸）



※大雨の前に放流することが雨水の流出抑制を図る上で有効です。



その他の雨水貯留・浸透の取り組み（左：雨水貯留タンク、右：浸透管・浸透枳）



## ② 県民の取り組みの支援

雨水貯留の取り組みは、浸水被害軽減にかかる県民の意識を高めるだけでなく、環境への関心を高め、ひいては地域の結びつきを強め、地域防災力を高めることから、県及び市町は、県民に対し、雨水貯留についての普及啓発を図るとともに、県民の取り組みを支援する。

## ③ 維持管理

雨水貯留浸透機能を現に有する、または、新たに備えた施設の所有者等は、その雨水貯留浸透機能を維持管理するよう努める。

### ■計画地域での特徴的な取り組み

市街地が多く分布する姫路市では、雨水貯留タンクを市内の小学校及び公民館に設置し各戸貯留のPRを行っている。

市街地が多く分布する姫路市、高砂市、太子町等では、今後、各戸貯留の補助について検討する。

### 各戸貯留での雨水貯留浸透に関する取り組み一覧

対象		現在の取り組み	今後の取り組み
計画地域全体	県	・姫路こども家庭センターに雨水タンク(200ℓ×2)を設置	・雨水貯留浸透機能を備え、または維持することが特に必要と認める施設について、所有者の同意を得た上で指定雨水貯留浸透施設として指定する。
朝来市		—	・各戸貯留の補助について検討する。
神河町		—	—
市川町		—	—
福崎町		—	・各戸貯留の補助について検討する。
姫路市		・雨水貯留タンクを市内の小学校及び公民館に設置しPRを行っている。	・各戸貯留のPRを行う。 ・各戸貯留の補助について検討する。
高砂市		—	・各戸貯留の補助について検討する。
太子町		—	・各戸貯留の補助について検討する。



姫路こども家庭センターの雨水タンク

### 5-3. 貯水施設の雨水貯留容量の確保

計画地域の利水ダム、ため池は、地域内の複数の利水ダム、ため池で一時貯留に一体的に取り組むことにより、流出抑制機能が高まることが期待される。

ダム一覧

水系	ダムの名称	河川	位置	目的	形式	竣工年度	備考
市川水系	黒川ダム	市川	朝来市生野町黒川地先	工水、水道発電	ロックフィル	昭和 48 年度	多々良木ダムが上部調整池
	生野ダム	市川	朝来市生野町竹原野地先	洪水調整、工水、水道、不特定用水	重力式コンクリート	昭和 47 年度	
	長谷ダム	犬見川	神崎郡神河町板尾地先	発電	重力式コンクリート	平成 7 年度	大河内発電の下部調整池
	太田ダム	太田川	神崎郡神河町上小田地先	発電	ロックフィル	平成 7 年度	大河内発電の上部調整池
	神谷ダム	神谷川	姫路市豊富町神谷地先	水道	中央コアロックフィル	平成 11 年度	
夢前川水系	菅生ダム	夢前川	姫路市夢前町筋野	洪水調節、不特定用水、	重力式コンクリート	昭和 53 年度	平成 22 年度に改良工事（ゲートレス化）を実施

注) 利水ダムには多目的ダムを含めて記載している

出典：ダム便覧 HP

#### ① 施設の活用

##### a. 操作の実施

利水ダム、ため池その他の雨水を貯留し、利用する目的で設置された貯水施設の管理者は、大雨が予想される時は、あらかじめ貯水量を減らしておく等の適切な措置により、雨水を貯留する容量を確保するようにしなければならない。

##### 【利水ダム】

平成 23 年台風 12 号による紀伊半島大水害や平成 24 年九州北部豪雨災害など頻発する豪雨災害を踏まえ、県・市町が連携して、計画地域にある利水ダムの治水活用について、施設管理者の協力が得られるよう調整を進める。

##### 【ため池】

ため池の管理者は、近年の気象予測技術の進歩を踏まえ、あらかじめ洪水が予測される場合は、稲作など耕作に影響がない範囲で、事前に水位を低下させ、洪水の一時貯留などの対策を実施するとともに、落水期になれば速やかに池の水位を下げ、台風に備えるなど、できることから取り組む。

##### b. 操作規則の策定

貯水施設の機能と効果を最大限に活かしつつ、操作等によって影響を及ぼす関係者間との調整を行うため、県・市町・管理者等で全体の体系図を作成し、管理者間の十分な調整・連携を図る。

## ② 施設の指定

県は、ため池下流域の浸水被害の発生状況やため池の規模、推進協議会の協議内容等から、貯水量を減じる等の適切な措置を行うことが計画地域における流域対策に特に必要と認める施設について、管理者の同意を得た上で、指定貯水施設として指定（条例第 27 条）する。

指定貯水施設の管理者は、その機能維持と適切な管理を行う。

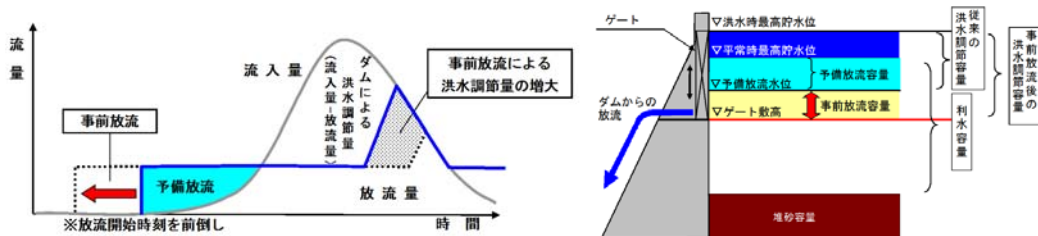
## ③ 維持管理

貯水施設の管理者は、その雨水貯留浸透機能を維持するよう適切な管理を行う。

### 貯水施設における雨水貯留容量の確保の取り組み事例（生野ダム）

生野ダムでは、増水期に洪水が予想される場合には、あらかじめ貯水位を低下させるとともに、特に台風等により比較的規模の大きな洪水が発生する可能性が高い期間（8月10日～10月31日）中は、平常時においても貯水位を低下させて洪水調節容量を拡大している。

また、平成23年台風第12号による豪雨時に、貯水池が満水になる恐れが生じ建設後初めて異常洪水時ゲート操作を実施したことを踏まえ、ダムの洪水調節効果をより発揮させ下流河川の水位上昇を抑制するため、計画規模を超える洪水が予測される場合には、利水容量を放流することにより、さらなる洪水調節容量の拡大に取り組む。



事前放流のイメージ



## ■計画地域での特徴的な取り組み

ため池が多く分布している姫路市では、今後改修するため池について、「雨水貯留機能を高めるため池整備指針(H25.3 県農政環境部)」による整備の検討を行う。

ため池が多く分布する福崎町では、現在においても、ため池管理者に貯水位を下げるよう指示しており、今後、文書を発送する等、更に啓蒙を行うとともに、ため池管理者が実施する日常点検や維持管理に対して技術的な助言・指導を行う。

### 貯水施設の雨水貯留容量の確保に関する取り組み一覧

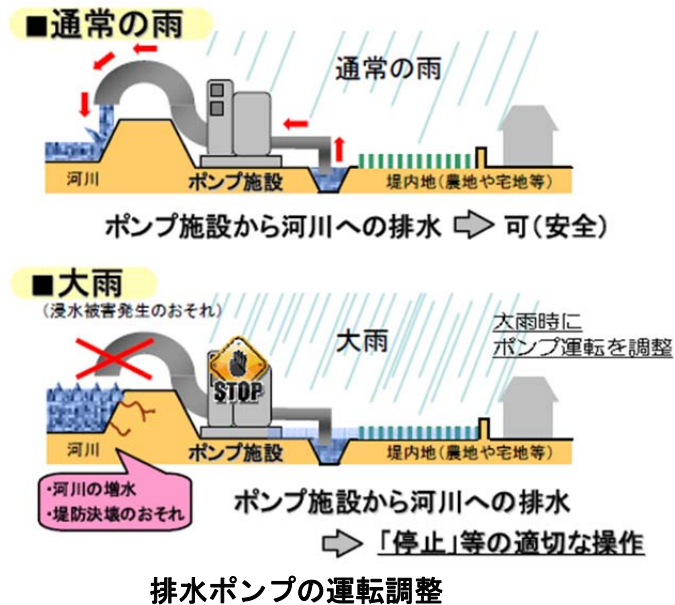
対象		現在の取り組み	今後の取り組み
計画地域全体	県	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地域にある利水ダムの治水活用について、施設管理者の協力が得られるよう調整を進める。</li> <li>・ため池下流域の浸水被害の発生状況やため池の規模、推進協議会の協議内容等から、貯水量を減じる等の適切な措置を行うことが計画地域における流域対策に特に必要と認める施設について、管理者の同意を得た上で、指定貯水施設として指定する。</li> </ul>
朝来市		—	・ため池等該当施設なし
神河町		・受益者によりため池の適切管理を依頼している。	・左記を継続して実施
市川町		—	—
福崎町		・大雨が予想される台風等の接近前にため池管理者に対してあらかじめ貯水位を下げるよう指示している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ため池管理者が日頃からため池の事前放流について認識してもらうよう、文書を発送し啓蒙する。</li> <li>・ため池管理者が実施する日常点検と維持管理に対して技術的な助言・指導を行う。</li> </ul>
姫路市		—	—
高砂市		—	・事前放流を推奨する
太子町		<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期にため池管理者と点検を行い、維持管理に対して技術的な助言、指導を行っている。</li> </ul>	・左記を継続して実施
		・大雨が予想される時は、ため池管理者に対して事前に貯水位を下げるよう指示している。	

#### 5-4. ポンプ施設との調整

築堤河川に隣接した内水区域などでは、河川の水位が上昇すると雨水を当該河川へ自然に排水することができないため、下水道管理者等が人為的に雨水を排水するためのポンプ施設を設置して、当該区域の浸水被害を軽減している。

しかしながら、現状では大部分のポンプ施設は、河川水位が上昇し、堤防が決壊する恐れがある場合でも、排水が継続されることから、河川の水位上昇を助長し、堤防が決壊する危険性を高めることが想定される。

このため、排水する河川の増水状況に応じた適切な操作を行う必要がある。



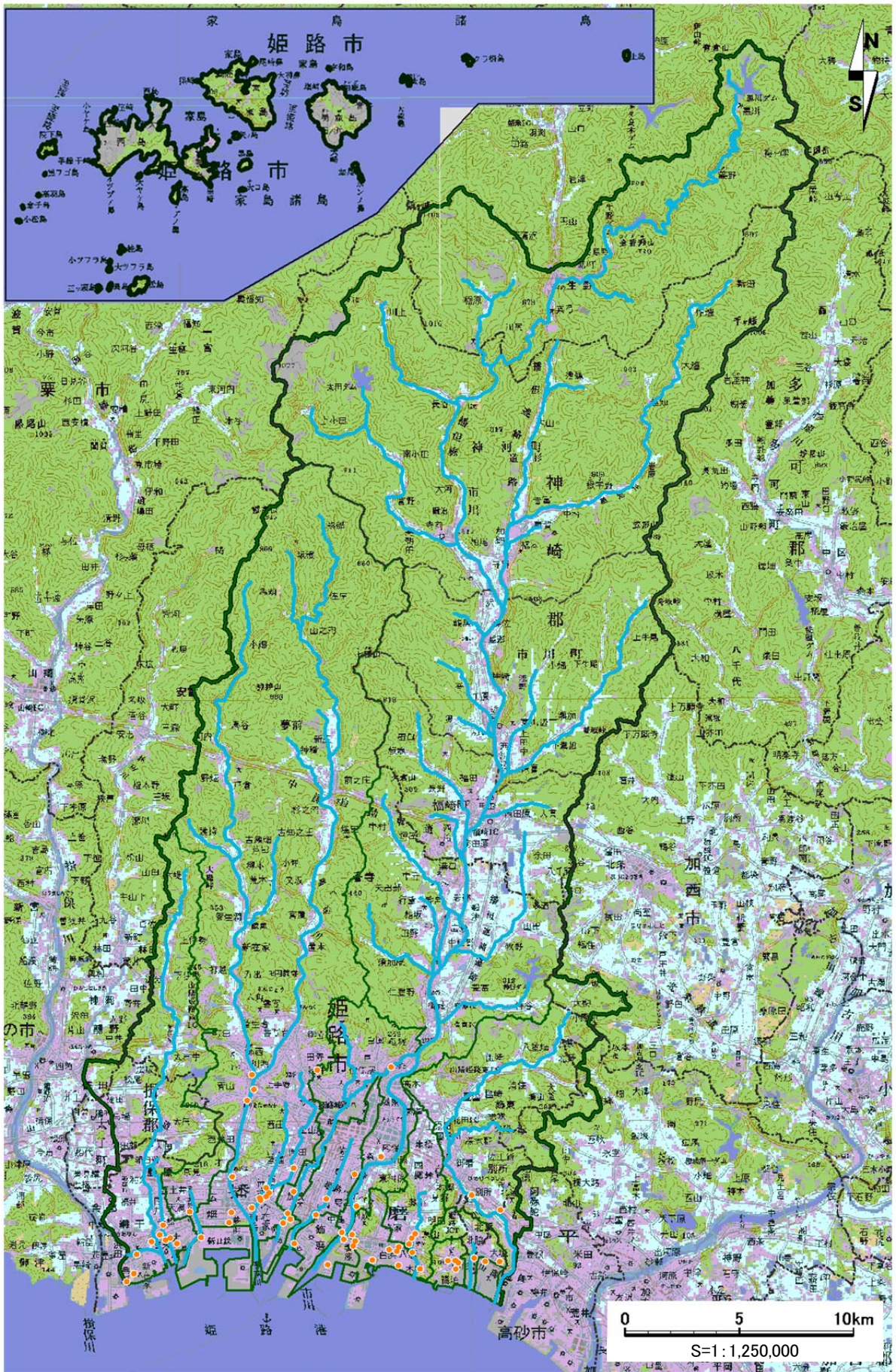
#### ■計画地域での分布状況

現在、計画地域におけるポンプ施設は 66 箇所あり、その多くが姫路市に位置している。

ポンプ施設一覧

管理者	所在地の水系名	施設数 (箇所)	ポンプ能力 合計 (m <sup>3</sup> )
姫路市	天川	2	27.7
	西浜川	2	1.1
	八家川	5	2.0
	市川	5	12.4
	野田川	3	1.8
	船場川	4	31.7
	夢前川	16	1.1
	汐入川	1	0.3
	大津茂川	6	2.6
	残流域	21	38.0
合計		66	118.7





ポンプ施設位置図



## ① 適切な操作

### a. 操作の実施

県の河川管理施設であるポンプ施設や市町等のポンプ施設の管理者は、河川が増水し、堤防の決壊等が発生する恐れが生じている場合には、当該河川への排水を停止する等のポンプ施設の適切な操作を行う。

### b. 排水計画の策定

適切な運転操作が実施できるよう操作規則等の「排水計画」を策定する。

なお、「排水計画」の策定にあたって、ポンプ施設管理者と河川管理者が連携・協同して河川増水時における排水ポンプ施設の適切な操作ルールを定める。

## ② 施設の指定

県は、ポンプ施設の規模や下流域の土地利用状況、推進協議会の協議内容等から、計画地域における流域対策に特に必要と認めるポンプ施設を、所有者等の同意を得た上で、指定ポンプ施設に指定（条例第 32 条）する。

指定ポンプ施設の管理者は、排水計画に従って、適切な運転操作を図るとともに、適切な維持管理を行う。

## ③ 維持管理

適切な運転調整が可能なよう、日常からの維持管理に努める。

## 5-5. 遊水機能の維持

現在の大規模な土木工事が行えなかった時代から、先人達は、住宅は高台に建築したり、連続堤防ではなく、霞堤<sup>3)</sup>や越流堤を存置するなどして、河川沿いの浸水しやすい農地等の土地に遊水機能を持たせることにより、その地点や下流の洪水被害を軽減してきた。そのような土地において、盛土等が行われると遊水機能が減少し、住宅等が建築されると洪水時に甚大な浸水被害が発生するので、連続堤防の整備等河川が整備されるまでの間には、遊水機能を維持することが望ましい。

このため、県、市町及び県民は、規模の小さい山間の農地・荒れ地の貯留・遊水機能が発揮されるような地形の保全に努める。県及び市町は、河川改修以外の事業の実施にあたっては、遊水機能が高いと考えられる土地に配慮するとともに、民間の開発等についても、遊水機能が高いと考えられる土地及びその機能について開発事業者等に十分な周知を図り、開発抑制を図る。

---

3) 霞堤：堤防のある区間に開口部を設け、上流側の堤防と下流側の堤防が、部分的に重複するようにした不連続な堤防のことである。洪水時には開口部から水が逆流して堤内地に湛水し、下流に流れる洪水の流量を減少させる。洪水が終わると、堤内地に湛水した水を開口部から排水する。急流河川の治水方策としては、非常に合理的な機能といわれている。

## 5-6. 森林の整備及び保全

計画地域の大部分は森林で覆われており、保全の行き届いた森林は、土砂流出の抑制や斜面崩壊防止に対して有効に機能する。同時に、水源涵養機能、水質浄化機能や保水機能も有し、治水・利水・環境の面において非常に重要な役割を果たす。

### ■計画地域での分布状況

森林は、計画地域北中部に位置する朝来市、神河町、市川町、福崎町、姫路市に多く分布している。

森林面積一覧

市町名	面積 (ha)	土地利用割合 (%)
朝来市	9,604.74	93.10
神河町	16,797.18	87.16
市川町	6,350.41	76.82
福崎町	2,564.50	55.57
加西市	376.13	88.19
姫路市	24,002.70	55.97
高砂市	163.39	32.43
太子町	726.00	46.14
たつの市	97.57	55.98
加古川市	582.72	91.61

出典：国土数値情報 土地利用データ平成21年

森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るため、公的関与による森林管理の徹底、多様な担い手による森づくり活動の推進を基本方針として、「新ひょうごの森づくり：第2期対策(平成24～33年度)」を推進し、人工林に関する“森林管理100%作戦”では、間伐が必要なスギ・ヒノキ人工林について、市町と連携した公的負担による間伐及び作業道開設を実施するほか、里山林対策においては、手入れされなくなった里山林の再生を行う。

また、防災面での機能を高めるため、災害に強い森づくり：第2期対策(平成23～29年度)に取り組み、

- ① 緊急防災林整備(流木・土石流災害が発生する恐れのある渓流域の森林機能強化)
  - ② 里山防災林整備(集落等裏山森林の防災機能強化)
  - ③ 針葉樹林と広葉樹林の混交林整備(高齢人工林の機能強化)
- を推進する。

### 間伐、里山林整備、「災害に強い森づくり」整備実施面積

項目	中播磨県民局管内での整備実施面積【H24 累計値】(ha)	中播磨県民局管内での整備目標面積【H32 目標値】(ha)
間伐の実施面積	13,850	20,926
里山林の整備面積	1,494	2,147
「災害に強い森づくり」整備実施面積	3,273	3,901

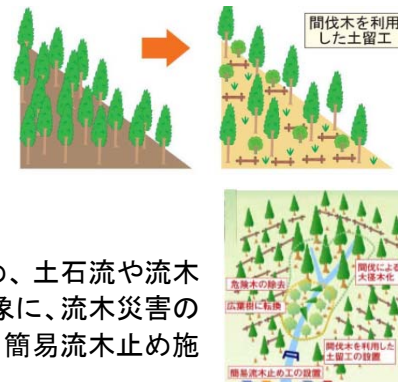


注) 中播磨県民局管内と計画地域の範囲は異なる  
中播磨県民局管内には、朝来市は含まれていません

出典：姫路農林水産振興事務所提供資料

### 「災害に強い森づくり」実施面積一覧（平成 18 年度～平成 23 年度）

整備区分	実施面積 (ha)					合計面積 (ha)
	朝来市	神河町	市川町	福崎町	姫路市	
緊急防災林	1,701	1,298	158	7	1080	4,244
里山防災林	135	63	0	28	13	239
針葉樹林と広葉樹林の混交林	106	152	33	0	0	291
合計	1,942	1,513	191	35	1093	4,774

### 災害に強い森づくりの取り組み事例

整備区分	概要
緊急防災林整備	<p>(斜面对策) 急傾斜地等のスギ・ヒノキの人工林を対象に、森林の防災機能を高めるため、間伐材を利用した土留工を設置するとともに、スギやヒノキの人工林が大半を占める危険渓流域内の森林を対象に、間伐材を利用した土留工を設置する。</p> <p>(溪流対策) 被災した溪流や、スギ・ヒノキ人工林が大半を占め、土石流や流木災害が発生する恐れのある危険渓流域の森林を対象に、流木災害の軽減を図るため、危険木の除去や災害緩衝林整備、簡易流木止め施設の設置などの溪流沿いの整備を実施する。</p> 
里山防災林整備	<p>倒木や崩壊の危険性の高い集落裏山の森林を対象に、山地災害防止機能等を高めるため、危険木伐採などの森林整備や簡易防災施設の設置等実施する。</p> 
針葉樹林と広葉樹林の混交林整備	<p>樹種・林齢が異なる水土保全能力の高い森林に誘導するため、大面積に広がる手入れ不足のスギ・ヒノキの高齢人工林を部分伐採し、その跡地にコナラ等の広葉樹を植栽する。</p> 



## ■計画地域での特徴的な取り組み

森林が多く分布する朝来市、神河町、市川町、福崎町、姫路市では、緊急防災林整備、里山防災林整備、針葉樹と広葉樹の混交林整備を実施しており、今後とも順次整備を進める予定である。

### 森林の保全等に関する取り組み一覧

対象		現在の取り組み	今後の取り組み
計画地域全体	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全のみではなく森の回復と再生を目指し、平成14年度から10ヵ年計画で「新ひょうごの森づくり」を進めた。現在では、平成24年度を初年度とする第2期計画（10ヵ年計画）を推進している。</li> <li>・平成18年度から導入した県民緑税を活用し、森林の防災面での機能強化を早期、確実に進めるため、「災害に強い森づくり」を推進している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関、森林所有者、地域住民等と連携し、人工林の間伐等を進める。</li> <li>・急傾斜地にある間伐対象人工林の表土侵食の防止対策や高齢人工林の一部を広葉樹林へ誘導する。</li> <li>・保安林・林地開発許可制度を適切に運用し、無秩序な伐採・開発行為の規制等に努める。</li> </ul>
	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害に強い森づくり」を推進している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記を継続的に実施</li> </ul>
朝来市		(計画地域全体の取り組みと同様)	(計画地域全体の取り組みと同様) ・市森林整備計画により整備保全を図る。
神河町		(計画地域全体の取り組みと同様)	(計画地域全体の取り組みと同様)
市川町		(計画地域全体の取り組みと同様)	(計画地域全体の取り組みと同様)
福崎町		(計画地域全体の取り組みと同様)	(計画地域全体の取り組みと同様)
姫路市		(計画地域全体の取り組みと同様)	(計画地域全体の取り組みと同様)
高砂市		(計画地域全体の取り組みと同様)	(計画地域全体の取り組みと同様)
太子町		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然的・社会的要請に配慮しつつ総合的な森林資源の整備を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町森林整備計画基本方針により整備保全を図る。</li> </ul>

## 6. 減災対策

### 6-1. 浸水が想定される区域の指定

県及び市町は、県及び市町が管理する河川・下水道・その他水路について、大雨によって氾濫した場合に、浸水が想定される「区域」と「水深」を公表するとともに、県民への周知に努める。また、現地に浸水深を表示する方法についても検討していく。

県は、浸水想定区域図を関係市町に通知し、市町はハザードマップの作成・周知を行う。

#### ■計画地域での特徴的な取り組み

市町は現在、ハザードマップの作成・周知を行っており、今後もハザードマップのさらなる周知に努める。

高砂市では、ハザードマップの他、出前講座や広報、ホームページを利用して周知を図っており、今後も継続的に実施する。

神河町では、平成25年度にハザードマップの改定と全戸への再配布を行う。

#### 浸水が想定される区域の指定に関する取り組み一覧

対象		現在の取り組み	今後の取り組み
計画地域全体	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域図の作成</li> <li>・CGハザードマップによる浸水想定区域等の公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成したハザードマップ等のより一層の利活用を図り、住民が被害にあわないために必要な知識の啓発に努める。</li> </ul>
	市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップの作成・周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップのさらなる周知に努める。</li> </ul>
朝来市		(計画地域全体の取り組みと同様)	(計画地域全体の取り組みと同様) <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水深表示板の設置</li> </ul>
神河町		(計画地域全体の取り組みと同様)	(計画地域全体の取り組みと同様) <ul style="list-style-type: none"> <li>・H25でハザードマップの改定と全戸への再配布を行う。</li> <li>・河川要所に水位表示板を設置しており監視を継続する。</li> </ul>
市川町		(計画地域全体の取り組みと同様)	(計画地域全体の取り組みと同様) <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域の見直し</li> </ul>
福崎町		(計画地域全体の取り組みと同様)	(計画地域全体の取り組みと同様)
姫路市		(計画地域全体の取り組みと同様) <ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路市浸水危険箇所連絡会議の設置</li> </ul>	(計画地域全体の取り組みと同様)
高砂市		(計画地域全体の取り組みと同様) <ul style="list-style-type: none"> <li>・高砂市治水対策庁内連絡調整会議の設置</li> <li>・出前講座、ハザードマップ、広報、ホームページ等を利用して周知を図っている</li> </ul>	(計画地域全体の取り組みと同様) <ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座、ハザードマップ、広報、ホームページ等を利用して周知を図っている</li> </ul>
太子町		(計画地域全体の取り組みと同様)	(計画地域全体の取り組みと同様)

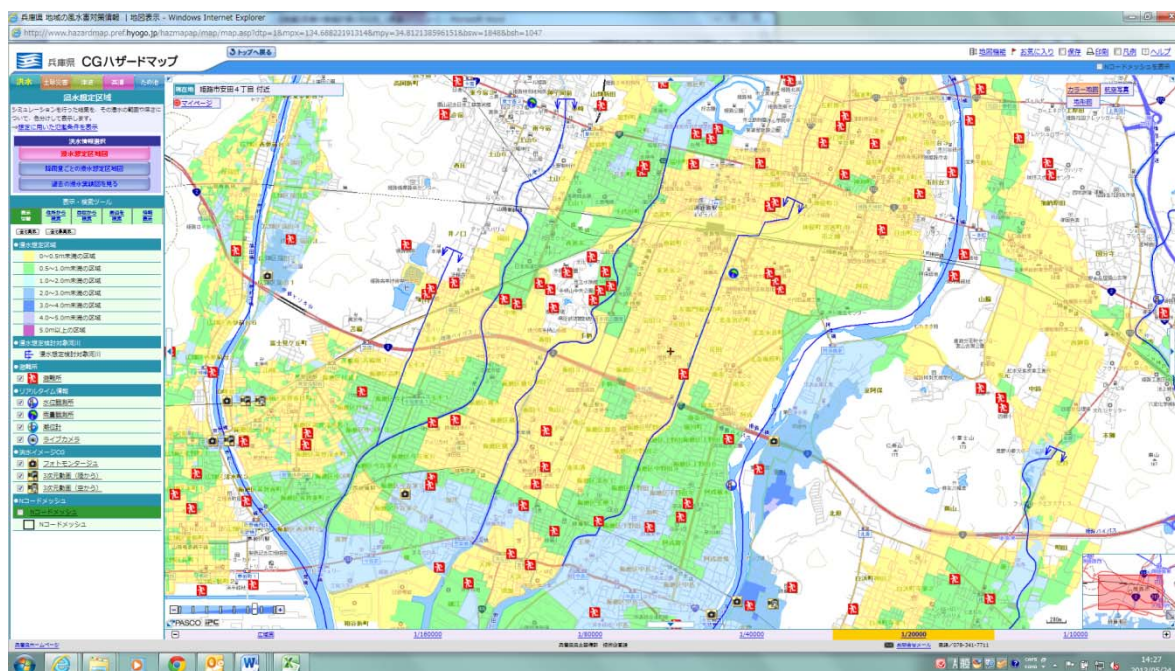


高砂市出前講座の様子

## (1) 浸水想定区域図の作成

県は、全ての県管理河川の浸水想定区域図を作成することとしており、すでに作成済の浸水想定区域図についても、河川整備基本方針の見直しや洪水調節施設の整備、土地利用の大規模な変更など必要と認められる場合には適宜見直しを図るとともに、市町に提供する。

また、浸水想定区域図を「兵庫県 地域の風水害対策情報 (CG ハザードマップ<sup>4)</sup>)」に掲載し、県民への周知に努める。



出典：兵庫県HP内 (URL : <http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>)

4) CG ハザードマップ：県民の防災意識の向上を図り、災害時に県民がより的確に行動できることを目指して、風水害（洪水、土砂災害、津波、高潮）の危険度（浸水エリア、危険個所など）や避難に必要な情報などを記載した「CG ハザードマップ」を作成し、平成17年8月から県のホームページで公開している。



## (2) ハザードマップの作成・配布

市町は、県から提供された「浸水想定区域図」をもとに、これに避難所の位置などの防災情報を記載した「ハザードマップ」を作成・配布するとともに最新の情報を反映するよう努める。県は、CGハザードマップの充実・周知に取り組む。

ハザードマップの作成年月と更新年月

水系名	市町名	ハザードマップ 作成年月	ハザードマップ 更新年月	掲載先 (URL)
大津茂川	姫路市	平成 19 年 3 月	—	<a href="http://www.city.himeji.lg.jp/syoubou/plaza/hazardmap/hm_river_00_index.html">http://www.city.himeji.lg.jp/syoubou/plaza/hazardmap/hm_river_00_index.html</a>
	太子町	平成 20 年 5 月	平成 24 年 7 月	<a href="http://www.town.taishi.hyogo.jp/dd.aspx?menuid=1913">http://www.town.taishi.hyogo.jp/dd.aspx?menuid=1913</a>
夢前川	姫路市	平成 19 年 3 月	—	<a href="http://www.city.himeji.lg.jp/syoubou/plaza/hazardmap/hm_river_00_index.html">http://www.city.himeji.lg.jp/syoubou/plaza/hazardmap/hm_river_00_index.html</a>
船場川	姫路市	平成 20 年 3 月	—	<a href="http://www.city.himeji.lg.jp/syoubou/plaza/hazardmap/hm_river_00_index.html">http://www.city.himeji.lg.jp/syoubou/plaza/hazardmap/hm_river_00_index.html</a>
市川	朝来市	平成 19 年 5 月	—	<a href="http://www.city.asago.hyogo.jp/bousai/bousaimap/index.htm">http://www.city.asago.hyogo.jp/bousai/bousaimap/index.htm</a>
	神河町	平成 18 年 8 月	—	<a href="http://www.town.kamikawa.hyogo.jp/forms/info/info.aspx?info_id=7569">http://www.town.kamikawa.hyogo.jp/forms/info/info.aspx?info_id=7569</a>
	市川町	平成 20 年 3 月	平成 23 年 3 月	<a href="http://www.town.ichikawa.hyogo.jp/forms/info/info.aspx?info_id=21858">http://www.town.ichikawa.hyogo.jp/forms/info/info.aspx?info_id=21858</a>
	福崎町	平成 20 年 3 月	—	<a href="http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/bousai-map/">http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/bousai-map/</a>
	姫路市	平成 18 年 3 月	—	<a href="http://www.city.himeji.lg.jp/syoubou/plaza/hazardmap/hm_river_00_index.html">http://www.city.himeji.lg.jp/syoubou/plaza/hazardmap/hm_river_00_index.html</a>
八家川	姫路市	平成 20 年 3 月	—	<a href="http://www.city.himeji.lg.jp/syoubou/plaza/hazardmap/hm_river_00_index.html">http://www.city.himeji.lg.jp/syoubou/plaza/hazardmap/hm_river_00_index.html</a>
西浜川	高砂市	平成 20 年 3 月	平成 25 年度中に更新予定	<a href="http://www.city.takasago.hyogo.jp/index.cfm/6,7038,69,597,html">http://www.city.takasago.hyogo.jp/index.cfm/6,7038,69,597,html</a>
天川	高砂市	平成 20 年 3 月	平成 25 年度中に更新予定	<a href="http://www.city.takasago.hyogo.jp/index.cfm/6,7038,69,597,html">http://www.city.takasago.hyogo.jp/index.cfm/6,7038,69,597,html</a>
	姫路市	平成 20 年 3 月	—	<a href="http://www.city.himeji.lg.jp/syoubou/plaza/hazardmap/hm_river_00_index.html">http://www.city.himeji.lg.jp/syoubou/plaza/hazardmap/hm_river_00_index.html</a>

### (3) 災害を伝える～まるごと・まちごとハザードマップ

市町は、過去の災害を忘れないために、実績浸水深を公共施設等に明示することに努めるとともに、浸水実績がない、あるいは不明の場合には想定浸水深を表示することに努め、現地において浸水時の状況をイメージするための一助とする。また、県及び市町は、地先での実績浸水深あるいは想定浸水深の簡易な表示方法についても今後検討していく。

福崎町では現在、実績浸水深表示板が 11 か所に設置されている。

計画地域の実績浸水深表示板設置数

市町名	表示板設置数
朝来市	0
神河町	0
市川町	0
福崎町	11
姫路市	0
高砂市	0
太子町	0

福崎町－実績浸水深表示板の写真

福崎町－実績浸水深表示板の写真

## 6-2. 県民の情報の把握

行政の「知らせる努力」と、地域住民の「知る努力」が相乗して、はじめて提供する情報が生きることになることから、県民は、県や市町から発信される防災情報を収集し、水害リスクに対する認識の向上に努める。

## 6-3. 浸水による被害の発生に係る情報の伝達

県及び市町は、県民の避難の助けとなる情報を迅速かつ確実に提供できるよう情報提供に努める。

市町は、水防計画への反映やフェニックス防災システムの増設等、提供された情報の効果的・効率的な活用方法を検討する。

県民は、情報の把握するとともに、他者への伝達により、自ら・それぞれの安全の確保に努める。

### ■計画地域での特徴的な取り組み

県は現在、洪水時に水位局での3時間後の水位予測及び氾濫予測を実施し、これを市町や消防・警察へ配信することで的確な避難勧告等の発令や水防活動を支援（フェニックス防災システム）しており、今後はシステムの精度向上に取り組む。また、県は今後、洪水時の水位予測等を市へ配信し、水防活動や避難勧告等の発令の支援を図る。

市町は現在、メール機能、ホームページ、防災無線、広報車等を利用してきめ細かな情報発信に努めているおり、今後も的確な発令に努めていく。



### 浸水による被害の発生に係る情報伝達に関する取り組み一覧

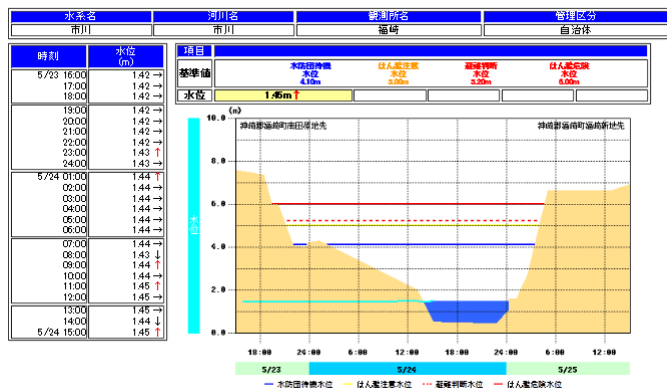
実施主体		現在の取り組み	今後の取り組み
計画地域全体	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市川水系を洪水予報河川に指定し、神戸海洋気象台と共同して洪水予報を発表し、TV等のメディアを通じて早期警戒避難を支援している。</li> <li>・水位局での3時間後の水位予測を及び氾濫予測を実施し、これを市町や消防・警察へ配信することでの確かな避難勧告等の発令や水防活動を支援（フェニックス防災システム）している。</li> <li>・地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水時の水位予測等を市町へ配信し、水防活動や避難勧告等の発令の支援を図る。</li> <li>・継続して信頼性を高めていく必要のあるシステムであるため、実績洪水等を踏まえ、システムの精度向上に取り組む。</li> <li>・今後も正確な配信に努める。</li> </ul>
朝来市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の情報伝達システムを整理し、新システム導入を検討している。</li> <li>・防災行政無線の導入を検討している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想に沿った情報伝達システムを整備する。</li> </ul>
神河町		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位計及び消防団からの現地報告。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来に加え、24年度設置の量水標の水位報告を消防団より受け、きめ細かな把握に努める。</li> </ul>
市川町		<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災無線により情報伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市川防災ネットの普及</li> </ul>
福崎町		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報の発令基準を明確にしており、基準に達した場合の避難伝達手段についても計画の中で定めている。</li> <li>・防災行政無線を導入しており、併せて当該無線を活用した「お知らせシステム」の加入推進に努めている。</li> <li>・緊急速報メール（エリアメール）の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して、的確な発令に努めていく。</li> </ul>
姫路市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令時には緊急速報メール・ひめじ防災ネット・防災行政無線（家島・香寺・夢前・安富）・市のホームページ・FMげんき79.3MHz・ケーブルテレビ（WINK）などにより多重的に情報を発信している。また、広報車や地元消防団による巡回広報など、きめ細かな情報発信に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報等を的確に発信できるように災害時情報発信マニュアルを整備</li> </ul>
高砂市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報の発令基準を明確にしており、基準に達した場合の情報伝達手段についても計画の中で定めている。</li> <li>・防災ネットたかさごによる緊急情報等の発信</li> <li>・緊急速報メールによる携帯電話への一斉配信</li> <li>・防災行政無線放送を補完する災害情報の電話応答サービス（テレドームサービス）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報媒体の多様化を図る。</li> </ul>
太子町		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報の発令基準を明確にしており、基準に達した場合の避難伝達手段について計画の中で定めている。</li> <li>・たいし安全安心ネットによる緊急情報等の発信</li> <li>・緊急速報メールによる携帯電話への一斉配信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位、気象など各種データを取得し迅速に避難伝達情報の発信に努める。</li> </ul>

# ① 雨量・水位情報

県は、県民が洪水時における避難のタイミングを的確に判断できるよう、雨量や河川水位のリアルタイム観測情報を県のホームページ「兵庫県 地域の風水害対策情報(CG ハザードマップ)」を通じて発信する。

## 兵庫県CGハザードマップ

URL : <http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>



河川水位のリアルタイム観測情報例 (川の防災情報)

## ② 河川監視画像（インターネット・ケーブルテレビ）

洪水により甚大な被害が予想される個所など水防上重要な箇所、本川・主な支川の上流部などに河川監視カメラを設置しその画像を県民や市町村へ配信しリアルタイムに河川情報を提供することにより早期警戒避難を支援する。

The screenshot displays the '河川監視システム' (River Monitoring System) website. On the left, there is a map of the Sagami River basin with various monitoring points marked. The right panel shows a live video feed of a bridge over a river, with a water level gauge and a data table. The data table shows water level readings in meters over time, with a current reading of 2.89m.

時刻	水位 (m)
07:04:09:00	0.15
07:04:08:00:00	0.22
07:04:07:00:00	0.24
07:04:06:00:00	0.15
07:04:05:00:00	0.22
07:04:04:00:00	0.19
07:04:03:00:00	0.24
07:04:02:00:00	0.16
07:04:01:00:00	0.19
07:04:00:00:00	0.23
07:03:23:00:00	0.29
07:03:22:00:00	0.18

URL : <http://www.rivercam.info/himeji/>

## ③ 洪水予報

県は、市川水系（河口～砥掘）について平成 22 年 9 月「洪水予報河川」に指定し、県と気象台が共同して「洪水予報」を発表している。洪水予報には、はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報の 4 つがあり、これらの情報を市町へ伝達し水防活動等に利用するほか、市町や報道機関を通じて地域住民の方々へ伝達している。

### 洪水予報の対象地域

河川名	区域	発表者
市川	左岸 姫路市砥掘字林ノ谷 1400 番の 22 地先から海まで	中播磨県民局 神戸海洋気象台
	右岸 姫路市砥掘字荒砂 839 番地地先から海まで	

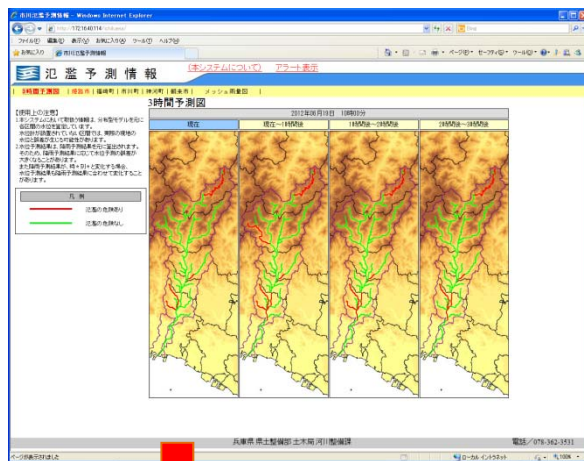


#### ④ 氾濫予測システム

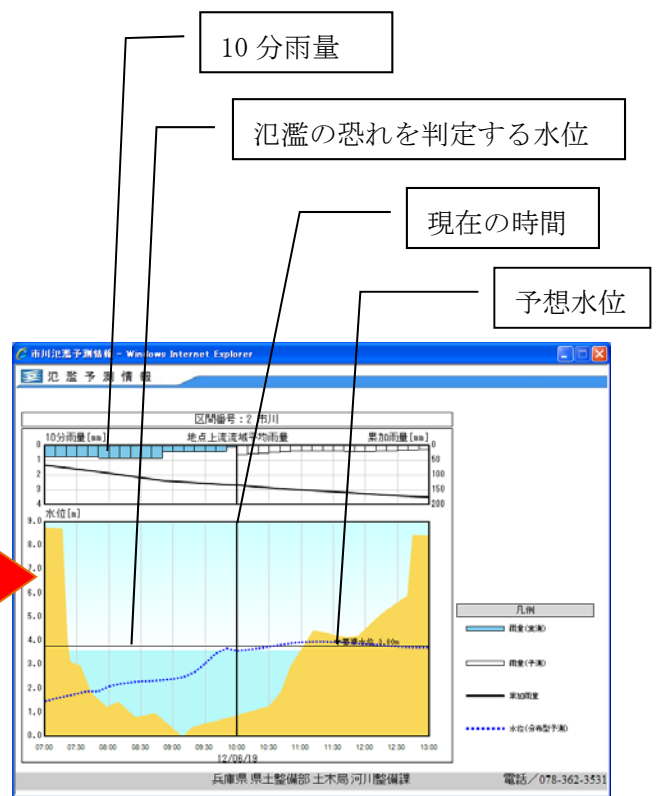
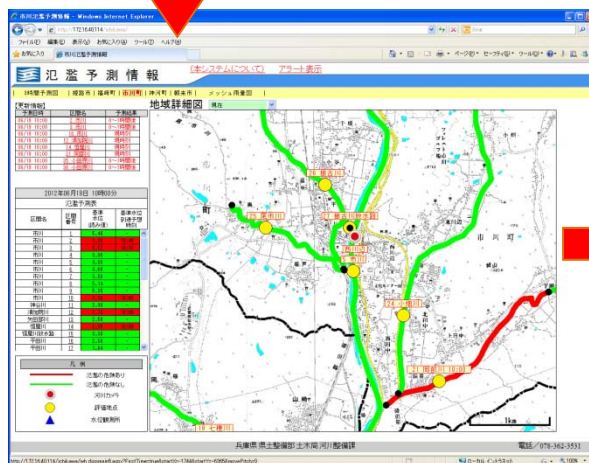
県は、市町が県民に対して実施する避難勧告等を的確に判断するために必要な情報提供の一環として、河川水位の予測、氾濫予測を実施し、その結果を「フェニックス防災システム<sup>5)</sup>」を通じて市町等の防災関係機関に提供している。

「氾濫予測」は、気象庁の降雨予測データをもとに洪水の危険度を判定するものである。具体には、気象庁から提供される 1km メッシュでの実況降雨及び予測降雨データ(3 時間先までの予測降雨)をもとに、河川の各区間の代表断面の 1, 2, 3 時間後水位が氾濫危険水位相当に達すると予測されると赤く表示する。これにより、避難勧告等を発令する範囲をある程度特定することが可能になるなど、市町の避難判断を支援する。

今後は、データを蓄積するとともに予測精度の向上に努める。



・詳細図面を表示



5) フェニックス防災システム：阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて整備されたもので、地震災害だけでなく、あらゆる災害に迅速に対応できる総合的な防災情報システムで災害情報や気象・水象観測情報の収集・提供、洪水等の予測情報を防災関係機関に提供し、迅速で的確な初動対応を支援するものである。県の関係機関をはじめ、市町、消防機関、警察、自衛隊、ライフライン事業者等に防災端末を設置して、関係機関との連携を強化するとともに、情報の共有化を図っている。

## ⑤ 道路アンダーパス部の浸水情報

道路アンダーパス部は、地形的に雨水が集中しやすい構造となっていることから、通常の場合にはポンプ設備などにより集まった雨水を外部に排出している。しかし、近年多発する異常豪雨など想定を超える大雨に際しては、ポンプなどでは排水しきれずに道路アンダーパス部が冠水し、車両が水没する事故が相次いでいる。このような事故を防止するため、道路アンダーパス部に冠水情報板等の設置を推進する。

県では、冠水情報板をより見やすくするために LED 式の電光掲示板の整備を進めている。また、注意看板を設置するとともに、冠水部に地名表示板や水深表示板を設置している。

アンダーパス(国道・県道・市道・町道)設置個所一覧

路線名	上部交差 物件名	住所	道路管理者	冠水情報 機能の有無
国道 312 号	JR 山陽本線	姫路市御国野町御着 187 地先	姫路土木事務所	
県道 417 号 (一) 広畑青山線	JR 山陽本線	姫路市広畑区北河原町 81 地先	姫路土木事務所	
県道 516 号 (一) 姫路環状線	JR 山陽本線	姫路市飾磨区山崎台 80 地先	姫路土木事務所	
県道 39 号 (主) 一宮生野線	JR 播但線	神河町栗 120-2	姫路土木事務所 (福崎事業所)	
町道 大貫山田線	中国自動車道	福崎町大貫 2081-6	福崎市	×
町道 振古川線	JR 播但線	市川町小谷 8-19	市川町	×
市道 穴原線	JR 播但線	朝来市生野町真弓 572-6	朝来市	×

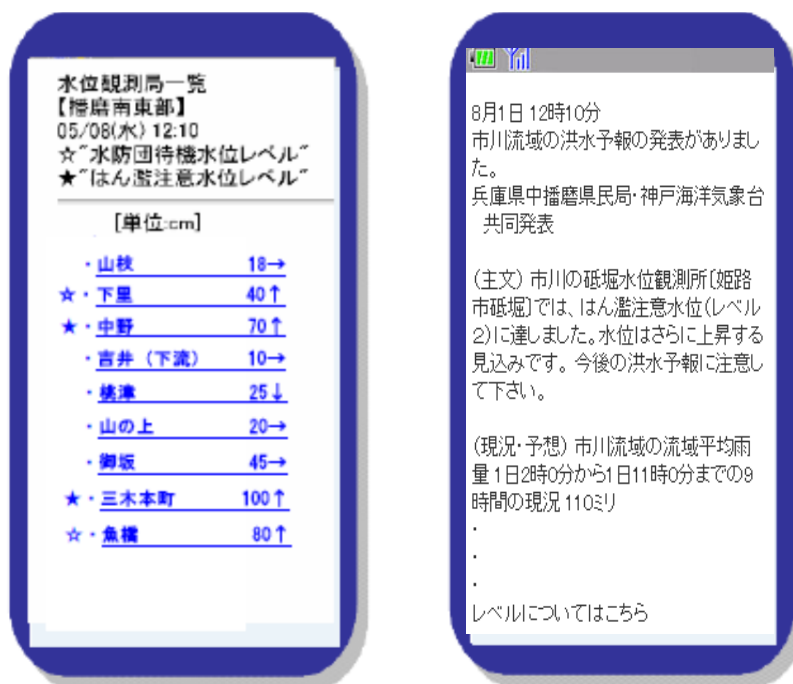
出典：兵庫県ホームページより抜粋

## ⑥ 防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット、市町ホームページ等

市町は、県民が避難行動等を適切に判断できるよう、詳しくわかりやすい気象情報や避難勧告・避難指示等の情報を迅速かつ正確に伝達するため、防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット放送局「ひょうごチャンネル」、市町のホームページ等を活用し、積極的に情報発信を行う。

## ⑦ 「ひょうご防災ネット<sup>6)</sup>」による情報発信

県及び市町は、携帯電話等のメール機能を利用した「ひょうご防災ネット」により、気象情報等の緊急情報や避難情報などを登録している県民に直接配信する。今後、登録者数のさらなる増加を目指して県民や自主防災組織などに登録を働きかけていく。



ひょうご防災ネットのイメージ

6) ひょうご防災ネット：ラジオ関西が構築した携帯ホームページネットワークで、携帯電話のメール機能を利用して、気象警報や河川情報、避難情報、災害情報等の緊急情報を登録者に直接配信システム。(PC版 URL：<http://bosai.net/regist/>)



## ■計画地域での特徴的な取り組み

県及び市町は現在、携帯電話のメール機能やホームページ機能を利用して、住民に直接、気象情報や避難情報等を届ける防災ネットを提供しており、今後も継続的に取り組み、登録促進を図る。

神河町、市川町では「ひょうご防災ネット」への登録を推進するPRを行っており、今後も継続的に実施する。また、福崎町でも平成26年度から「ひょうご防災ネット」へ加入するため、登録の推進を図る。

朝来市、姫路市、高砂市、太子町では、市町独自の防災ネットへの登録を推進するPRを行っており、今後も継続的に実施する。

### 「ひょうご防災ネット」等に関する取り組み一覧

対象		現在の取り組み	今後の取り組み
計画地域全体	県	・携帯電話のメール機能、ホームページ機能を利用して、住民に直接、気象情報や避難情報等を届ける「ひょうご防災ネット」を提供している。	・各種防災情報の入手方法の啓発に努める。
	朝来市	・「防災ネットメール」への登録を様々な機会を利用してPR	・左記を継続して実施
	神河町	・「ひょうご防災ネット」への登録を促進するPRを行う。	・左記を継続して実施
	市川町	・「ひょうご防災ネット」への登録を促進するPRを行う。	・左記を継続して実施
	福崎町	—	・平成26年度から「ひょうご防災ネット」に加入するため、より充実した情報入手手段の確保に向けて登録の推進を図る。
	姫路市	・訓練や広報等を通じて「ひめじ防災ネット」の登録を啓発	・左記を継続的に実施
	高砂市	・「防災ネットたかさご」への登録を様々な機会を利用してPR	・左記を継続して実施
	太子町	・「太子町安全安心ネット」への登録を促進するPRを行う。	・左記を継続して実施

## 6-4. 浸水による被害の軽減に関する学習

県民は、災害時に的確な避難ができるよう、防災リーダーの育成や防災マップの作成などにより、浸水被害対策の重要性を認識し、自主防災組織<sup>7)</sup>等の活性化を図るなど、「自助」「共助」の取り組みを進めるとともに、県及び市町はこれを支援する。

### (1) 自主防災組織の結成推進や活性化

計画地域の自主防災組織の結成推進や活性化に取り組む。

県及び市町は、自然災害が発生した場合、地域の自主防災組織の一員として、防災活動に積極的に取り組んでいただく地域防災の担い手を育成するため、防災研修を実施する（ひょうご防災リーダー講座、防災に関する出前講座等）。

県は、地域防災力向上のため、自主防災組織等が主体となり実施する事業や、地域と学校が連携して実施する防災訓練などの取り組みを支援する（ひょうご安全の日推進事業助成制度）。

平成25年度中播磨地域  
防災リーダー講座

ひょうご安全の日  
推進事業助成制度

7) 自主防災組織：災害対策基本法第5条2において規定されている、地域住民による任意の防災組織である。自分、家族、隣人、自分たちの町を自らが守るという住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織である。

## ■計画地域での特徴的な取り組み

県は現在、「ひょうご防災リーダー講座」等を開催しており、今後も防災研修を実施する。

姫路市では、現在、自主防災会の活動の啓発や自主防災組織の災害対応の手引書の作成や自主防災組織リーダー研修を実施している。

高砂市では各自主防災組織の代表に「ひょうご防災リーダー講座」の受講を促進しており、市川町や福崎町でも、「ひょうご防災リーダー講座」の受講促進を図る。

### 防災リーダーの育成に関する取り組み一覧

実施主体		現在の取り組み	今後の取り組み
計画地域全体	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 16 年度から地域防災力の向上をねらいとして「ひょうご防災リーダー講座」を開催し、人材の育成に努めている。</li> <li>平成 25 年度に「中播磨地域ひょうご防災リーダー講座」を実施する。</li> <li>「ひょうご安全の日推進事業助成制度」により、自主防災組織等を支援している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政、住民、NPO 等、様々な主体の防災の担い手を育成するため、防災研修を実施する。</li> </ul>
	朝来市	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災会の活動の啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記を継続的に実施</li> </ul>
	神河町	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の短期講座等で町職員が技術・知識の習得をする。自主防に講座受講依頼するには、現実的に無理がある。</li> </ul>
	市川町	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひょうご防災リーダー講座受講に係る案内を配布する</li> </ul>
	福崎町	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織に対し、ひょうご防災リーダー講座への積極的な参加を呼びかける。</li> </ul>
	姫路市	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織の災害対応の手引書を作成</li> <li>自主防災組織リーダー研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記を継続的に実施</li> </ul>
	高砂市	<ul style="list-style-type: none"> <li>各自主防災組織の代表には、ひょうご防災リーダー講座の受講を促している。(補助金活用化)</li> <li>市防災訓練参加や出前講座実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記を継続的に実施</li> </ul>
	太子町	<ul style="list-style-type: none"> <li>町防災訓練や防災講演会などに参加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記を継続的に実施</li> </ul>



## (2) 防災マップの作成・支援

県民は、過去の災害情報、避難経路、避難経路上の危険箇所、必要な防災対応などを地域住民自らの手で地図に記載する「防災マップ」を作成し、水害リスクの認識の向上に努めるとともに、自主防災組織等の活性化を図る。また、防災マップの作成に際しては、防災リーダーが中心的な役割を担い、必要に応じて防災に経験豊富なNPO法人等の支援を得る。

県及び市町は、研修会の開催等、防災マップづくりを支援する。

### 防災マップ作成地区数

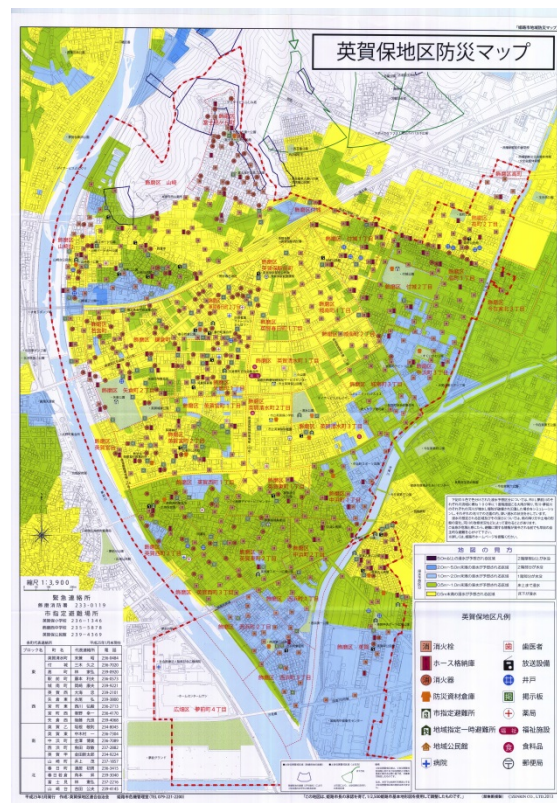
市町名	防災マップ作成地区数
朝来市	全7地区中7地区で作成（地域防災マップ）
神河町	39
市川町	0
福崎町	全33地区中11地区で作成
姫路市	10地区（地域防災マップ）
高砂市	全99地区中3地区で作成
太子町	全67地区中67地区で作成 ※町内全域



太子町：防災マップ（町与自治会）



高砂市：防災マップの作成支援に対する取組み



姫路市：防災マップ(英賀保地区)

## ■計画地域での特徴的な取り組み

市町は現在、防災マップの作成・配布を行っており、今後も継続的に実施していくとともに訓練等での活用方策についても検討する。

### 防災マップの作成・支援に関する取り組み一覧

対象	現在の取り組み	今後の取り組み
朝来市	・平成 19 年 5 月に地域別防災マップを作成し全戸配布済み。	・今後、市の作成した防災マップを基に地区独自の手作りハザードマップの作成を自主防災会に推進する。
神河町	・平成 24 年度で、全 39 集落の防災点検を実施し、詳細に重要水防区域や危険指定を把握した。これを生かしたマップ作成、全戸配布を行う。	・全戸配布したマップの有効利用のため、区長会等でマップの活用方法を継続して説明する
市川町	—	・今後は、他地域へ拡大するとともに作成したマップを避難訓練等に使用するなどの活用方策についても検討する。
福崎町	・平成 24 年に町で地域別防災マップを作成し、全戸配布済み。	・今後、各地区独自の防災マップの作成を自主防災組織に推進する。
姫路市	・地域防災マップづくり事業を実施している（地区連合自主防災会が主体となっており、市は作成にあたり、ワークショップの開催やまち歩きの実施等について支援）。	・平成 24 年度から市内全地区において 5 ヵ年計画で実施を予定している。
高砂市	・出前講座での地域防災マップ作成推進	・左記を継続的に実施
太子町	・各自治会ごとに防災マップを作成し配布	・今後、訓練等での活用方策について検討する。

## 6-5. 浸水による被害の軽減のための体制の整備

浸水による被害を軽減するためには、浸水による被害の発生にかかる情報の伝達を適切に行うことができる体制を整備しておく必要が重要である。

市町は、洪水時には各市町が定める水防計画に基づき、水防活動を行うこととなるが、少子高齢化や過疎化により水防体制の弱体化が懸念されることから、災害モニター制度の活用などにより情報収集に努めるとともに、河川やため池等の巡視、点検等が、迅速に行えるような体制づくりに努める必要がある。

計画地域の消防団数及び団体人数

市町名	団体数	団体人数
朝来市	5分団	140人
神河町	32分団	708人
市川町	26分団	600人
福崎町	1団 32分団	600人
姫路市	8団 72分団	3125人
高砂市	7分団	674人
太子町	53分団	428人

また、計画地域が超高齢社会<sup>8)</sup>であることや豪雨時や夜間といった状況下での避難も考慮し、避難所への避難経路の設定に際しては、危険箇所を避けて設定するとともに、一律に指定避難所へ避難するのではなく、垂直方向の避難（建物の上層階への避難等）や状況に応じた避難方法も選択肢に含めて、避難体制を整備することが重要である。

計画地域の関係市町における65歳以上の割合

市町名	65歳以上の割合（%） （2010年度）
朝来市	30.3
神河町	30.6
市川町	28.0
福崎町	23.8
姫路市	21.7
高砂市	21.4
太子町	19.6

（平成22年国勢調査より）

8) 超高齢社会：高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が21%を超える社会をいう。



## ■計画地域での特徴的な取り組み

神河町では現在、量水標、広域避難所看板、要援護者管理システムの設置および防災点検を実施しており、今後円滑活用を行う。

福崎町では、自主防災組織による避難所までの経路マップの作成・推進等に取り組んでおり、今後も継続的に取り組む。

姫路市では、各部局で把握している浸水危険箇所の情報を共有するための「姫路市浸水危険箇所連絡会議」や「地域防災における ICT 利活用風水害時の避難行動等に関する検討専門委員会」を設置している。

高砂市では、両被害を軽減させるため、車両一時避難場所を設けたり、土のうの分散備蓄の推進、災害情報の電話応答サービス運用を行っており、今後も継続的に実施する。

### 浸水による被害の軽減のための体制の整備に関する取り組み一覧

対象	現在の取り組み	今後の取り組み
朝来市	・1 地域自治協議会で協議会地区内の避難施設表示板を設置済み	・避難施設等への案内板等の整備する。 ・H25 年度に避難所表示板を設置予定。
神河町	・30 箇所に量水標を設置している。 ・11 箇所に広域避難所看板を設置している。 ・39 集落ごとに防災点検を実施している。 ・要援護者管理システムを設置している。	・左欄の円滑活用
市川町	—	・河川やため池等の巡視、点検等が、迅速に行えるような体制づくり
福崎町	・自主防災組織による避難所までの経路マップの作成・推進 ・全ての避難所に、案内板を設置済み	・今後も継続して推進しマップ作成自治会を増やす。 ・指定避難所の見直しを、今後行う予定
姫路市	・「地域防災における ICT 利活用風水害時の避難行動等に関する検討専門委員会」の設置している。 ・「姫路市浸水危険箇所連絡会議」を設置している。	・左記を継続して実施
高砂市	・車両被害を軽減させるため、車両一時避難場所を設けている。 ・土のうの分散備蓄を推進している。 ・災害情報の電話応答サービス運用 ・市内の避難所については、看板設置済。平成 25 年度で海拔表示板を公共施設・電柱に（各 50 箇所）設置予定。	・今後も更なる場所指定を行っていく。 ・関電柱管理会社と電柱巻付広告看板の新規及び取替え時に、電柱の巻付広告を利用した「公共電柱広告」として、防災表示（津波に関する海拔表示スペース・避難所誘導等）を設ける旨の覚書締結予定。
太子町	・各自治会に防災マップを配布し、浸水危険箇所を周知している。 ・全指定避難場所 23 箇所設置済み	・左記を継続して実施

このような状況を踏まえ、市町は、浸水による被害の軽減のための体制の整備として、「水防活動への支援」を行うとともに、地区内で住民同士が助け合う「共助の取り組みの推進」も行う。さらに、大規模水害時には、各市町だけでの復旧は困難であり、幅広い連携体制として、国、県、他市町、民間事業者との「協定締結に関する取り組み」に努める。

県は、迅速な水防活動を支援するため、河川水位の予測などの情報を「フェニックス防災システム」により市町や消防機関等に提供する。

## (1) 水防活動への支援

水防活動への支援に関する取り組みの推進に取り組む。

### ■計画地域での特徴的な取り組み

市町は現在、地域防災訓練時に消費期限前の防災備蓄物資の提供や、自主防災組織への資器材の提供や助言等を実施している。

### 水防活動への支援に関する取り組み一覧

対象	現在の取り組み	今後の取り組み
朝来市	—	・地域防災訓練時に消費期限前の防災備蓄物資の提供を行うなど、自助に関わる活動に対して積極的に支援を実施
神河町	・既に結成されている自主防組織に対し、防災講演の受講や支部ごとの防災訓練実施をサポートする。	・現在の取り組みを継続しつつ、新たに有効な訓練等を模索・実践する。
市川町	—	・校区毎に地域防災訓練を実施し、自助・共助による活動に対し積極的に支援する。
福崎町	—	・地域防災訓練時に消費期限前の防災備蓄物資の提供を行うなど、自助に関わる活動に対して積極的に支援を実施
姫路市	・新設の自主防災会に、50種のメニューから、申請により、資器材を交付している。	・災害時の市民の自主防災活動を支援するため、救出救助等に使用する防災資器材を収納庫とともにコミュニティ防災活動の拠点である小学校などに設置
高砂市	・地元に対し、出前講座等により防災指導を実施	・自主防災組織についての相談があれば、積極的に資料等の作成について助言を実施
太子町	・地域の防災訓練時に町職員や消防職員による活動面での指導を実施している。	—

## (2) 共助の取り組みの推進

市町は、作成したハザードマップ等を活用し、水害発生時に災害時要援護者が円滑に避難できるよう、地区内で住民同士が助け合う取り組みの推進に努める。

また、災害時にも避難経路がわかりやすい案内板等の設置に努める。

### ■計画地域での特徴的な取り組み

神河町では、集落単位の、防災講演受講や防災訓練の手助け、文書「災害に対する心得」を配布、集落防災点検時の重要水防区域と避難所へのルートを相互に確認している。

姫路市では、地域の要援護者をまとめて「災害時要援護者台帳」の整備を行い、今後も更新予定である。

太子町では、要援護者システムを活用し水害時等、迅速に避難出来るよう各自治会に情報提供している。

### 共助の取組み一覧

対象	現在の取組み	今後の取組み
朝来市	・ハザードマップ等を活用し、水害発生時に災害時要援護者が円滑に避難できるよう、地区内で住民同士が助け合う取り組みの推進に努めている。	・左記を継続的に実施
神河町	・集落単位の、防災講演受講や防災訓練の手助けを実施している。 ・文書「災害に対する心得」を配布している。 ・集落防災点検時に、重要水防区域と避難所へのルートを相互確認している。	・左記を継続的に実施
市川町	・ハザードマップ等を活用し、水害発生時に災害時要援護者が円滑に避難できるよう、地区内で住民同士が助け合う取り組みの推進に努めている。	・左記を継続的に実施
福崎町	・ハザードマップ等を活用し、水害発生時に災害時要援護者が円滑に避難できるよう、地区内で住民同士が助け合う取り組みの推進に努めている。	・左記を継続的に実施
姫路市	・市内の各地区で、自主防災会や民生委員・児童委員、消防団、社協支部等による「災害時要援護者地域支援協議会」を組織し、地域の要援護者の情報をまとめた「災害時要援護者台帳」の整備を行った。	・「災害時要援護者地域支援協議会」に対して「災害時要援護者台帳」の更新作業の委託を行うほか、災害時要援護者台帳の登録者と市の福祉情報を突合し情報システムの整備を行い、重度障害者等の未登録者へ登録勧奨を行う。
高砂市	・ハザードマップ等を活用し、水害発生時に災害時要援護者が円滑に避難できるよう、地区内で住民同士が助け合う取り組みの推進に努めている。	・左記を継続的に実施
太子町	・要援護者システムを活用し水害時等、迅速に避難出来るよう各自治会に情報提供している。	・左記を継続して実施（変更箇所の情報提供等）



### (3) 協定締結に関する取り組み

大規模水害時には、各市町だけでの復旧は困難であり、国、県、他市町等に応援要請を行うことが必要となる。このため、市町は災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう平時から応援協定の締結や民間事業者などとの幅広い連携体制のさらなる構築に努める。

#### ■計画地域での特徴的な取り組み

朝来市、神河町、福崎町、高砂市、太子町では、すでに民間事業者等との協定を締結している。

姫路市では、地域防災の貢献に意欲のある事業所を『姫路市地域防災貢献事業所』として登録・公表している。

#### 民間事業者との協定締結に関する取り組み一覧

実施主体	現在の取り組み
朝来市	・市内民間事業者等（災害時応援協定や水道災害相互応援協定など各種応援協定に参加している、県、市町、協会、組合）と協定を締結し、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に備えている。
神河町	・町内郵便局との災害時相互協力協定（H18.4.1） ・町内建設業協会との応急対策業務協定（H22.7.15） ・キンキサイン(株)との飲料水の提供に関する協定（H24.5.25）
市川町	—
福崎町	・『災害時における食糧、物資の供給に関する協定』を民間業者と締結しており、災害時により速やかに円滑に物資を供給できるようにしている。
姫路市	・地域防災の貢献に意欲のある事業所を、『姫路市地域防災貢献事業所』として登録・公表し、平常時から従業員や地域住民の防災意識の啓発を図るとともに、災害が発生した時には事業所の持つ能力を重要な防災力として活用することにより、地域防災力の向上を図っている。
高砂市	・民間事業者等（高砂市社会福祉協議会、一部の自治会の個別企業ではなく団体）と協定を締結し、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に備えている。
太子町	・避難所の提供及び情報掲載、物資の供給等の協定を締結し、円滑な避難、救援、啓開活動に備えている。

## 6-6. 訓練の実施

県及び市町や防災関係機関、ライフライン関係機関で構成する「水防連絡会」を毎年、増水期前に開催し、重要水防箇所の見直し等に関する情報の共有を図る。

県及び市町は、大規模洪水時（堤防破堤やゲリラ豪雨による内水浸水等）を想定した実践的な演習を行うとともに、防災関係機関と連携して水防訓練を実施する。

### ■計画地域での特徴的な取り組み

姫路市における水防上危険が予想される箇所における合同現地踏査等、各市町は現在、水防訓練や防災訓練を実施しており、今後も継続的に取り組む。

### 訓練の実施に関する取り組み一覧

対象		現在の取り組み	今後の取り組み
計画地域全体	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年増水期前に県・市町や防災関係機関で構成する「水防連絡会」を実施し、水防に関する相互の情報共有や連携強化に努めている。</li> <li>平成 25 年度兵庫県・播磨広域・姫路市合同防災訓練を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も継続して実施し連携強化に努める。</li> <li>大規模洪水時における職員の危機管理能力及び地域防災力の向上を図ることを目的に実践的な演習を行う。</li> <li>大規模災害を想定した演習を地域住民とともに開催し、発災時の円滑な避難・救援・警戒活動に備える。</li> </ul>
	朝来市	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域で地域防災訓練が実施されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域主催の地域防災訓練の実施を促進する。</li> </ul>
	神河町	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防としての総合防災訓練の実施</li> <li>県や近隣地域の訓練・講演への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記を継続的に実施</li> </ul>
	市川町	—	—
	福崎町	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の地域づくり事業を活用した防災訓練の実施</li> <li>2年に1度、水防訓練を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記を継続的に実施</li> </ul>
	姫路市	<ul style="list-style-type: none"> <li>各消防署単位で、各地区水防訓練の実施</li> <li>水防上危険が予想される箇所における合同現地踏査の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記を継続的に実施</li> </ul>
	高砂市	<ul style="list-style-type: none"> <li>5月に水防訓練を実施した。また、10月に総合防災訓練を実施予定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訓練への多くの住民参加と、地域主催の地域防災訓練の実施を促進する。</li> </ul>
	太子町	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年10月に防災訓練（発災対応型）を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も継続して実施し、危機管理意識の向上と地域主催の地域防災訓練の実施を促進する。</li> </ul>



H22 太子町 防災訓練



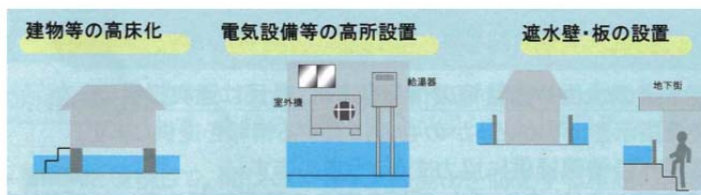
H22 高砂市 総合防災訓練

各市町一避難訓練の写真

## 6-7. 建物等の耐水機能

県民は、敷地の地形の状況や市町が配布するハザードマップ等を確認し、自らが所有する建物等に浸水が見込まれる場合は、「建物等の耐水機能に係る指針」（平成 24 年 5 月, 兵庫県）に基づき、敷地の嵩上げや遮水壁の設置、電気設備の高所配置など、耐水機能を備えることに努める。

県及び市町は、地域防災計画に定める防災拠点施設や避難所に浸水が見込まれる場合は、耐水対策の必要性を検討し、実施する。また、県は、浸水機能を備えることが計画地域における減災対策に特に必要と認め、所有者等の同意を得られた建物等を指定耐水施設に指定（条例第 45 条）し、建物所有者は耐水機能を備え、維持するよう努める。



耐水機能の主な例

### ■計画地域での特徴的な取り組み

福崎町では現在、防災拠点となる公共施設において、電気設備を高所に設置しており、朝来市、高砂市、太子町でも今後実施する。

高砂市では、出前講座、広報誌等において、家屋の通気口に発泡スチロールを用いて浸水を軽減する方法等を紹介している。

### 建物等の耐水機能を備えるための取り組み一覧

対象		現在の取り組み	今後の取り組み
計画地域全体	県	—	・ 減災対策に特に必要と認める建物等を所有者等の同意を得た上で、指定耐水施設として指定する。
朝来市		—	・ 防災拠点となる公共施設では、電気設備を高所に設置する。
神河町		—	—
市川町		—	—
福崎町		・ 防災拠点となる公共施設では、電気設備を高所に設置している。	・ 左記を継続的に実施
姫路市		—	—
高砂市		・ 出前講座、広報誌等において、家屋の通気口に発泡スチロールを用いて浸水を軽減する方法等を紹介している。	・ 防災拠点となる公共施設では、電気設備を高所に設置する。
太子町		—	・ 防災拠点となる公共施設では、電気設備を高所に設置する。

## 6-8. 浸水による被害からの早期の生活の再建

阪神・淡路大震災の経験と教訓から創設された共済制度である「フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）」は、被災後の住宅及び家財の再建を支援する仕組みであり、特に住宅再建共済は県全体の加入率が8.8%（平成25年5月31日現在）に対し、計画地域の市町の加入率は近年、平成16年、平成21年と災害が重なり、地域住民の災害に対する意識が高いこともあり、10.0%と県全体より高い。

今後も、県民は、水害からの早期復旧を図るため「フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）」等の加入に努め、県及び市町は加入促進に努める。



フェニックス共済加入状況（H25.5.31現在）

区分	住宅再建共済制度		家財再建共済制度	
	加入戸数	加入率 (%)	加入戸数	加入率 (%)
朝来市※	1,321	12.7 %	348	3.2 %
神河町※	760	20.7 %	181	4.9 %
市川町※	834	20.5 %	193	4.7 %
福崎町※	809	13.4 %	256	4.0 %
姫路市※	14,686	8.4 %	4,510	2.4 %
高砂市※	3,801	13.3 %	1,224	3.8 %
太子町※	1,368	14.6 %	357	3.5 %
合計 (3市4町)	23,579	10.0 %	7,069	2.8 %
全 県	155,699	8.8 %	41,829	2.1 %

フェニックス共済パンフレット

※計画対象流域外の加入者も含んだ戸数



## 7. 環境の保全と創造への配慮

総合治水のための河川対策を実施する際には、「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念や基本方針に基づき、「ひょうごの川・自然環境調査<sup>9)</sup>」の結果を踏まえて河川整備を行うものとする。すなわち、“安全ですこやかな川づくり”、“流域の個性や水文化と一体となった川づくり”、“水辺の魅力と快適さを生かした川づくり”という基本理念のもと、生態系、水文化・景観、親水にも配慮した河川整備を実施する。

加えて、県が「生物多様性基本法」に基づき、平成21年3月に策定した「生物多様性ひょうご戦略」を踏まえて、河川整備に際しては多様な生物の生活環境等に与える影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じ、生物多様性の保全に配慮した川づくりに取り組む。

また、森林や水田・ため池などを対象とした流域対策を実施する際にも、これらの自然環境、生物環境、景観などに配慮した事業を行う。

### 7-1. 河川環境に配慮した河道改修や連続性の確保

中播磨流域の河川においては、豊かな河畔林や河川特有の植生が多く生育しており、小動物や鳥類、魚類等の生息・生育の場となっている。そのため、河川整備における河床掘削や河道拡幅においては、生態系にとって重要な河畔林や河川植生を保全するように努めるとともに、改変する場合には、在来植生が生育していた表土の再利用や段階的な施工を行うなど河川、植生が早期に回復するようにする。

また、河川改修にあたっては、瀬や淵の保全再生を図るとともに、河川内の巨石を可能な限り残すなど、魚類等の生息に配慮する。さらに、魚類等の生息分布域の拡大と河川の連続性を回復するために、関係機関と連携し、改善効果の高い横断工作物から状況に応じて魚道の整備や構造物の改築等を順次行うとともに本川とワンド・たまりの連続性に配慮した河川整備を行う。

---

9) ひょうごの川・自然環境調査：生物にとって重要な環境要因と生物との対応関係を明らかにし、人と自然が共生する川づくりを効果的に推進するための基礎情報として活用していくことを目的として、兵庫県が県下14水系を対象に、平成14年度から進めている調査。

## 7-2. 参画と協働による川づくり

県民の参画と協働により、河川の維持や整備として川づくりの実践を行い、観察会など、河川愛護活動団体とのネットワークの強化を図ることで、河川愛護に向けた県民意識の向上と河川環境の保全に取り組む。

## 7-3. 森林環境の保全

森林は流出抑制機能や保水機能を有するだけでなく、生物多様性保全機能、地球環境保全機能、物質生産機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの多面的機能を有する。流域対策としての森林の整備や保全を推進することにより、これらの多面的機能を有する森林環境を保全する。

## 7-4. 水田・ため池環境の保全

計画地域の水田やため池については、化学肥料や農薬の使用を制限した環境創造型農業の普及が進められているほか、ほ場整備やため池改修にあたっては、生態系や景観など、環境との調和への配慮が義務づけられている。また、ため池については、クリーンキャンペーン等を通じて管理者や地域住民による環境保全活動が行われている。

流域対策を実施する際にはこれらの取り組みも踏まえ、水田・ため池の自然環境や景観保全に配慮する。

## 8. 総合治水を推進するにあたって必要な事項

### 8-1. 県民相互の連携

県民は、地域やグループでの勉強会の開催、各戸貯留への取り組みなど、総合治水や環境保全等に関わる自主的な活動を推進するよう努める。県は、総合治水等に関する取り組みが推進されるよう、各団体や市町と連携し、活動の援助に努める。

### 8-2. 関係者相互の連携

土地利用計画、準用河川等の整備、公共下水道の整備等については、中播磨(市川流域圏)地域総合治水推進協議会の場などを活用して連携を図る。

土地利用計画の策定に当たっては、当該土地の河川の整備状況、災害発生のおそれの有無、水源の涵養の必要性等を踏まえて策定するものとする。

### 8-3. 財源の確保

総合治水は県・市町・県民が協働して推進するものであり、流域貯留等の取組は、施設管理者が自らの負担で実施、維持管理すること基本としている。

県及び市町は、自らが所有する施設について、率先して貯留施設等の整備に取り組むとともに、補助金等、有利な財源の確保に努める。

また、県及び市町は、市町や県民の取り組みを促進するための財政的支援等について、ニーズや整備効果を踏まえ、検討を進める。

### 8-4. 計画の見直しについて

中播磨(市川流域圏)地域総合治水推進協議会は、本計画策定後も存続し、県、市町及び県民は、協議会において、計画の進捗状況を把握の上協議し、県は協議会を踏まえて推進計画を適宜見直す。